

○総務省令第三十八号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及び放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、放送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月十四日

総務大臣 松本 剛明

放送法施行規則等の一部を改正する省令

（放送法施行規則の一部改正）

第一条 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に

掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章」第三章 略	「第一章」第三章 略
第四章 基幹放送	第四章 基幹放送
「第一節」第二節 略	「第一節」第二節 略
第三節 外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条の四）	第三節 外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条の四）
第三節の二 経営基盤強化計画の認定（第九十一条の五―第九十一条の十六）	第三節の二 経営基盤強化計画の認定（第九十一条の五―第九十一条の十六）
「第四節」第六節 略	「第四節」第六節 略
「第五章」第六章 略	「第五章」第六章 略
第七章 認定放送持株会社（第八十三条―第二百十条の二）	第七章 認定放送持株会社（第八十三条―第二百十条の二）
「第八章」第九章 略	「第八章」第九章 略
附則	附則
（実施計画の記載事項等）	（実施計画の記載事項等）
第十二条の四 略	第十二条の四 略
「一」三 略	「一」三 略
四 インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項	四 インターネット活用業務の当該事業年度の実施に要する費用に関する次の事項
イ 日本放送協会（以下「協会」という。）のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務であつて、法第七十三条第二項第一号に掲げる業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細	イ 日本放送協会（以下「協会」という。）のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細
ロ 有料インターネット活用業務（法第七十三条第二項第一号に掲げる業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細	ロ 有料インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、受信料財源インターネット活用業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細
「五」八 略	「五」八 同上
「2」略	「2」同上
（意見の求め）	（意見の求め）
第十八条 略	第十八条 同上
「2」七 略	「2」七 同上
8 経営委員会は、第二項第二号括弧書又は同項第三号括弧書の規定により同項の規定による手続を実施しないで議決した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。	8 経営委員会は、第二項第二号括弧書の規定により同項の規定による手続を実施しないで議決した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。
「一・二」略	「一・二」同上
「9」略	「9」同上
（還元目的積立金の計算方法）	（新設）
第三十二条の二 法第七十三条の二第一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した額	

目次

「第一章」第三章 同上	「第一章」第三章 同上
第四章 基幹放送	第四章 基幹放送
「第一節」第二節 同上	「第一節」第二節 同上
第三節 外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条）	第三節 外国人等の取得した株式の取扱い（第八十七条―第九十一条）
第三節の二 経営基盤強化計画の認定（第九十一条の二―第九十一条の十三）	第三節の二 経営基盤強化計画の認定（第九十一条の二―第九十一条の十三）
「第四節」第六節 同上	「第四節」第六節 同上
「第五章」第六章 同上	「第五章」第六章 同上
第七章 認定放送持株会社（第八十三条―第二百十条）	第七章 認定放送持株会社（第八十三条―第二百十条）
「第八章」第九章 同上	「第八章」第九章 同上
附則	附則
（実施計画の記載事項等）	（実施計画の記載事項等）
第十二条の四 「同上」	第十二条の四 「同上」
「一」三 同上	「一」三 同上
四 「同上」	四 「同上」
イ 日本放送協会（以下「協会」という。）のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細	イ 日本放送協会（以下「協会」という。）のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務（当該業務に伴い協会が放送した放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務を含む。以下「常時同時配信等業務」という。）その他の受信料財源インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、専ら受信料を財源として行うものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の二に定める様式による当該費用の明細
ロ 有料インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、受信料財源インターネット活用業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細	ロ 有料インターネット活用業務（インターネット活用業務のうち、受信料財源インターネット活用業務以外のものをいう。以下同じ。）の実施に要する費用及び別表第三号の三に定める様式による当該費用の明細
「五」八 同上	「五」八 同上
「2」同上	「2」同上
（意見の求め）	（意見の求め）
第十八条 「同上」	第十八条 「同上」
「2」七 同上	「2」七 同上
8 経営委員会は、第二項第二号括弧書の規定により同項の規定による手続を実施しないで議決した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。	8 経営委員会は、第二項第二号括弧書の規定により同項の規定による手続を実施しないで議決した場合には、当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。
「一・二」同上	「一・二」同上
「9」同上	「9」同上
（新設）	

は、当該計算に係る収支差額が生じた一の事業年度（以下この条において「対象事業年度」という。）について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該減じて得た額が零を上回る場合に限る。）とする。

一 対象事業年度の損益計算書上の一般勘定の当期事業収支差金の額及び対象事業年度の収入支出決算表上の一般勘定の資本収支差金の額の合計額

二 協会の財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要と認められる次掲げる額の合計額

イ 対象事業年度の損益計算書上の一般勘定の資本支出充当の額及び建設積立金繰入れの額の合計額（対象事業年度の予算書上の一般勘定の資本支出の額を限度とする。）

ロ 対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗じて得た額の範囲内で協会が必要と認めた額から、別表第四号の注4の規定に基づき対象事業年度の収入支出決算表の欄外に記載した前期繰越金の額から当該収入支出決算表上の

一般勘定の前期繰越金繰入れの額を減じて得た額を減じて得た額が零を上回る額である場合における当該上回る額

2) 前項の規定にかかわらず、別表第四号の注4の規定に基づき対象事業年度の収入支出決算表の欄外に記載した前期繰越金の額から当該収入支出決算表上の一般勘定の前期繰越金繰入れの額を減じて得た額から、対象事業年度の翌事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗じて得た額の範囲内で協会が必要と認めた額を減じて得た額が零を上回る額である場合は、法第七十三条の二第一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した額は、対象事業年度について、前項第一号に掲げる額から前項第一号イに掲げる額を減じて得た額及び当該上回る額の合計額とする。

（還元目的積立金の取崩しに係る認可申請）

第三十二条の三 法第七十三条の二第二項ただし書の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

一 法第七十三条の二第二項に規定する還元目的積立金を取り崩して支出しようとする理由

二 前号の内容が法第七十条の規定により協会が作成した当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に記載されている場合は、その旨

三 第一号の理由により支出を必要とする額の上限額及び当該提出の際に現に存する還元目的積立金の額

四 その他参考となるべき事項
（放送の廃止及び休止の認可申請等）

第五十八条 「略」

「削る」

「一の市町村の全部又は一部の区域に準ずる区域」

第六十一条の二 法第九十三条第一項第七号の総務省令で定める区域は、次に掲げるものとする

一 一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条

「新設」

（放送の廃止及び休止の認可申請等）
第五十八条 「同上」
2) 協会及び学園は、廃止又は休止の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を放送によつて告知するものとする。

「新設」

の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。第百六十一条及び第百六十二条を除き、以下同じ。)の全部又は一部の区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域

二 一の市町村の全部又は一部の区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接される他の市町村の一部の区域が当該他の市町村と異なる市町村の一部の区域に隣接する場合であつて、住民のコミュニティとしての一体性が認められるときは、その区域を併せた区域(間接に占められる議決権の割合)

第六十二条 略

〔2 略〕

3 一の外国法人等が地上基幹放送事業者等の議決権を有する二以上の法人(当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。)又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合(当該法人又は団体が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合が千分の一以上であるものに限る。)を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決権の割合とする。

〔4～6 略〕

(公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務)

第六十六条 略

〔一～四 略〕

五 コミュニティ放送(法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。)の業務

〔六 略〕

(認定の更新の申請)

第七十四条 略

2 略

〔一 略〕

二 前号に掲げる放送以外の基幹放送 別表第六号の様式(法第九十三条第二項第十号イ及びロに掲げる事項に限る。)及び別表第七号の様式による書類

(放送事項等の変更)

第七十六条 略

〔2・3 略〕

4 法第九十七条第二項の規定による変更の届出は、別表第十九号の様式により行うものとする。

5 法第九十七条第二項ただし書の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 変更前の外国人等直接保有議決権割合(法第九十三条第一項第七号ホに規定する外国人等

(間接に占められる議決権の割合)

第六十二条 同上

〔2 同上〕

3 一の外国法人等が地上基幹放送事業者等の議決権を有する二以上の法人(当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。)又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合を用いて前二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする。

〔4～6 同上〕

(公示する期間内に申請することを要しない基幹放送の業務)

第六十六条 同上

〔一～四 同上〕

五 コミュニティ放送(別表第五号(注)十のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)の業務

〔六 同上〕

(認定の更新の申請)

第七十四条 同上

2 同上

〔一 同上〕

二 前号に掲げる放送以外の基幹放送 別表第七号の様式による事業計画書

(放送事項等の変更)

第七十六条 同上

〔2・3 同上〕

4 法第九十七条第二項の規定による変更^{〔新設〕}に該当する届出は、別表第十九号の様式により行うものとする。

直接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。)が百分の五未満である場合、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満であるもの。

二 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合、外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの。

三 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上である場合(変更前の外国人等直接保有議決権割合に関して、法第百十六條第一項又は第二項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。)、外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の一未満であるもの。

四 変更前の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合(法第九十三條第一項第七号ホに規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。)とを合計した割合(以下この章において「外国人等保有議決権割合」という。)が百分の五未満である場合、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五未満であるもの。

五 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合、外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの。

六 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合(変更前の外国人等保有議決権割合に関して、法第百十六條第一項若しくは第二項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は同条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。)、外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上百分の一未満であるもの。

6|| 前項の規定にかかわらず、認定基幹放送事業者が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合(衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行う認定基幹放送事業者にあつては、外国人等直接保有議決権割合)の変更に際して、法第百十六條第一項若しくは第二項の規定により株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は同条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第九十七條第二項に規定する変更の届出を要するものとする。

7|| 「略」

(取消猶予の勘案事項)

第八十一條の二 法第百三條第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第九十三條第一項第七号ニ又はホに該当することとならないようにするために必要な期間

二 法第九十三條第一項第七号ニ又はホに該当することとなつた認定基幹放送事業者において、過去に法第百三條第二項の規定により当該認定基幹放送事業者の認定を取り消さないこととされたことがあるか否かの別

〔新設〕

5|| 「同上」

〔新設〕

〔基幹放送の休止及び廃止に関する公表〕

第八十六条の二 法第百十条の二の公表は、基幹放送事業者が、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止する日（以下この項において「**休止日**」）と（の）前日から起算して九十日前から当該**休止日**の前日までの間（協会又は学園の**休止**又は**廃止**にあつては、当該**休止**又は**廃止**に係る認可を受けた後遅滞なく）、その基幹放送に係る放送対象地域において、次の各号に掲げる方法により継続して行うものとする。ただし、協会又は学園以外の基幹放送事業者にあつては、**休止日**の前日から起算して九十日前から行うことができないことにつき、やむを得ない事情があると認められるときは、あらかじめ相当な期間を置いて行うことをもつて足りる。

一 当該基幹放送事業者が当該**休止**又は**廃止**に係る基幹放送において行う放送

二 当該**休止**又は**廃止**について記載した書面の当該基幹放送事業者の各事務所への備置き

三 インターネットの利用その他のできるだけ多くの公衆が知ることができる方法

2 法第百十条の二ただし書の総務省令で定める期間は、次の各号に掲げる基幹放送の**休止**ことに、当該各号に定める時間とする。

一 協会又は学園の基幹放送（協会国際衛星放送を除く。）の**休止** 十二時間

二 協会国際衛星放送又は協会若しくは学園以外の基幹放送事業者の基幹放送の**休止** 二十四時間

3 法第百十条の二ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 不可抗力により**休止**し、又は**廃止**する場合

二 法第八十六条第一項第二号又は第三号に該当する場合

三 基幹放送に係る臨時目的放送を**休止**し、又は臨時目的放送の業務若しくは臨時目的放送を行う基幹放送局を**廃止**しようとする場合

四 基幹放送に係る試験放送を**休止**し、又は試験放送の業務若しくは試験放送を行う基幹放送局を**廃止**しようとする場合

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第九十一条の二 法第百十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の二の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

第九十一条の三 法第百十六条の二の総務省令で定める期間は、認定基幹放送事業者の事業年度とする。

第九十一条の四 法第百十六条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六号の注に基づき添付する議決権の総数又は外資議決権比率に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第九十七条第二項の規定により変更の届出を行つていないものを除く。）

二 過去五年以内に法第百三条第二項の規定により認定を取り消さないこととされた認定基幹放送事業者にあつては、法第九十三条第一項第七号二又はホに再び該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

（経営基盤強化計画の認定の申請）

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

（経営基盤強化計画の認定の申請）

第九十一条の五 法第百十六条の四第一項の規定により経営基盤強化計画の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の三の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

【一〇三 略】

四 法第百十六条の七の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあっては、地域性確保措置（法第百十六条の四第二項第五号ロに規定する地域性確保措置をいう。）の内容が特定放送番組同一化（同号イに規定する特定放送番組同一化をいう。以下同じ。）の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

五 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号。以下「表現の自由享有基準」という。）第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあっては、次に定める書類

イ 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあっては、第九十一条の七第二号に規定する地域性確保措置の内容が表現の自由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

ロ 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあっては、第九十一条の七第三号に規定する多元性・多様性確保措置の内容が当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために適切なものであることを示す書類

六 別表第二十一号の四の様式による事業計画書

七 別表第二十一号の五の様式による事業収支見積り

（同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合）

第九十一条の六 法第百十六条の四第二項第五号イの総務省令で定める割合は、百分の八十（特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。）とする。

（経営基盤強化計画の記載事項）

第九十一条の七 法第百十六条の四第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、表現の自由享有基準第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び次に掲げる事項とする。

【一〇三 略】

第九十一条の二 法第百十六条の三第一項の規定により経営基盤強化計画の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の二の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

2 【同上】

【一〇三 同上】

四 法第百十六条の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合にあっては、地域性確保措置（法第百十六条の三第二項第五号ロに規定する地域性確保措置をいう。）の内容が特定放送番組同一化（同号イに規定する特定放送番組同一化をいう。以下同じ。）の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

五 【同上】

イ 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複しない放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあっては、第九十一条の四第二号に規定する地域性確保措置の内容が表現の自由享有基準第十条第二項に規定する特例役員兼任関係に係る国内基幹放送事業者のそれぞれの放送対象地域における放送番組に対する当該放送対象地域固有の需要を満たすために適切なものであることを示す書類

ロ 表現の自由享有基準第十条第一項に規定する一の法人又は団体が同項に規定する国内基幹放送事業者に係る放送対象地域の全部又は一部と重複する放送対象地域において国内基幹放送の業務を自ら行い、又は当該国内基幹放送の業務を行う者に対して支配関係を有する場合にあっては、第九十一条の四第三号に規定する多元性・多様性確保措置の内容が当該重複する地域における多元的かつ多様な放送番組に対する需要を満たすために適切なものであることを示す書類

六 別表第二十一号の三の様式による事業計画書

七 別表第二十一号の四の様式による事業収支見積り

（同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合）

第九十一条の三 法第百十六条の三第二項第五号イの総務省令で定める割合は、百分の八十（特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送においてそれぞれの放送対象地域向けの災害に関する放送が行われる場合には、当該放送に係る放送時間の割合を除く。）とする。

（経営基盤強化計画の記載事項）

第九十一条の四 法第百十六条の三第二項第六号に規定する総務省令で定める事項は、表現の自由享有基準第十条第一項の規定による特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び次に掲げる事項とする。

【一〇三 同上】

(不適法な申請書等)

第九十一条の八 法第百十六條の四第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法なもの(違式な記載を含む。)であると認めるときは、同項の認定を受けようとする者(次条第一項において「申請者」という。)に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法第百十六條の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定の拒否の通知)

第九十一条の九 法第百十六條の四第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法第百十六條の五第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定証の交付)

第九十一条の十 総務大臣は、法第百十六條の四第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の六の様式の認定証を交付する。

(認定経営基盤強化計画の公表)

第九十一条の十一 法第百十六條の四第四項(法第百十六條の五第三項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項(法第百十六條の七の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合以外の場合にあつては、第一号及び第二号)とする。

〔一〕三 略

〔2 略

(認定経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請)

第九十一条の十二 法第百十六條の五第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の七の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

〔2 略

(認定証の交付)

第九十一条の十三 総務大臣は、法第百十六條の五第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の八の様式の認定証を交付する。

(軽微な変更)

第九十一条の十四 法第百十六條の五第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

〔一 略

二 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合の変更(変更後の割合が第九十一条の六に定める割合を超えるものに限る。)

2 法第百十六條の五第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の九の様式により行うものとする。

(実施状況の報告)

第九十一条の十五 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、認定経営基盤強化

(不適法な申請書等)

第九十一条の五 法第百十六條の三第一項の認定の申請書又は添付書類が不適法なもの(違式な記載を含む。)であると認めるときは、同項の認定を受けようとする者(次条第一項において「申請者」という。)に訂正を求め、又は理由を示して返すことがある。

2 前項の規定は、法第百十六條の四第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定の拒否の通知)

第九十一条の六 法第百十六條の三第一項の認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

2 前項の規定は、法第百十六條の四第一項の規定による変更の認定について準用する。

(認定証の交付)

第九十一条の七 総務大臣は、法第百十六條の三第一項の認定をしたときは、別表第二十一号の五の様式の認定証を交付する。

(認定経営基盤強化計画の公表)

第九十一条の八 法第百十六條の三第四項(法第百十六條の四第三項において準用する場合を含む。)の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項(法第百十六條の六の規定による審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合以外の場合にあつては、第一号及び第二号)とする。

〔一〕三 同上

〔2 同上

(認定経営基盤強化計画の変更に係る認定の申請)

第九十一条の九 法第百十六條の四第一項の規定に基づき経営基盤強化計画の変更の認定を受けようとする国内基幹放送事業者は、別表第二十一号の六の様式による申請書を総務大臣に提出するものとする。

〔2 同上

(認定証の交付)

第九十一条の十 総務大臣は、法第百十六條の四第一項の変更の認定をしたときは、別表第二十一号の七の様式の認定証を交付する。

(軽微な変更)

第九十一条の十一 法第百十六條の四第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

〔一 同上

二 特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合の変更(変更後の割合が第九十一条の三に定める割合を超えるものに限る。)

2 法第百十六條の四第二項の規定による変更の届出は、別表第二十一号の八の様式により行うものとする。

(実施状況の報告)

第九十一条の十二 認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者は、認定経営基盤強化

計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別表第二十一号の十の様式により、総務大臣に報告しなければならない。

(認定経営基盤強化計画の認定の取消し)

第九十一条の十六 総務大臣は、法第百十六条の五第五項の規定により認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

〔2 略〕

(届出一般放送の種類)

第四百二十二条 〔略〕

〔1 略〕

二 地上一般放送（エリア放送（一の市町村の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）

〔イ・ロ 略〕

(間接に占められる議決権の割合)

第八十五条 〔略〕

〔2 略〕

3 一の外国法人等が認定放送持株会社等の議決権を有する二以上の法人又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合（当該法人又は団体が占める認定放送持株会社等の議決権の割合が千分の一以上であるものに限る。）を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決権の割合とする。

〔4～6 略〕

(申請書の記載事項)

第八十八条 法第百五十九条第三項第八号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～五 略〕

第九十八条 〔略〕

2 法第百六十条第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 変更前の外国人等直接保有議決権割合（法第百五十九条第二項第五号ロに規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。）が百分の五未満である場合 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満であるもの

二 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人

計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、当該事業年度終了後三月以内に、別表第二十一号の九の様式により、総務大臣に報告しなければならない。

(認定経営基盤強化計画の認定の取消し)

第九十一条の十三 総務大臣は、法第百十六条の四第五項の規定により認定経営基盤強化計画の認定を取り消したときは、その理由を記載した文書を当該認定を取り消された国内基幹放送事業者に送付しなければならない。

〔2 同上〕

(届出一般放送の種類)

第四百二十二条 〔同上〕

〔1 同上〕

二 地上一般放送（エリア放送（一の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあつては、区とする。第六十一条及び第六十二条を除き、以下同じ。）の一部の区域（当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とする。）のうち、特定の狭小な区域における需要に応えるための放送をいう。以下同じ。）に限る。以下同じ。）

〔イ・ロ 同上〕

(間接に占められる議決権の割合)

第八十五条 〔同上〕

〔2 同上〕

3 一の外国法人等が認定放送持株会社等の議決権を有する二以上の法人又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合を用いて前二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする。

〔4～6 同上〕

(申請書の記載事項)

第八十八条 法第百五十九条第三項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一～五 同上〕

第九十八条 〔同上〕

〔新設〕

等直接保有議決権割合が減少したものは又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの

三 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等直接保有議決権割合に関して、法第六十一条第一項又は第二項において準用する法第六十六条第二項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。）外国人等直接保有議決権割合が減少したものは又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の一未満であるもの

四 変更前の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合（法第五十九条第二項第五号ロに規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。）とを合計した割合（以下この章において「外国人等保有議決権割合」という。）が百分の五未満である場合、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五未満であるもの

五 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合、外国人等保有議決権割合が減少したものは又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの

六 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等保有議決権割合に関して、法第六十一条第一項若しくは第二項において準用する法第六十六条第二項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権を制限している場合を除く。）外国人等保有議決権割合が減少したものは又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上百分の一未満であるもの

3|| 前項の規定にかかわらず、認定放送持株会社が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更に際して、法第六十一条第一項若しくは第二項において準用する法第六十六条第二項の規定により株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は法第六十一条第二項において準用する法第六十六条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第六十条第二号に規定する変更の届出を要するものとする。

5|| 4||

〔略〕

〔略〕

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第二百三条の二 法第六十一条の二の規定による報告は、別表第六十四号の二の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。

第二百三条の三 法第六十一条の二の総務省令で定める期間は、認定放送持株会社の事業年度とする。

第二百三条の四 法第六十一条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔新設〕

3|| 2||
〔同上〕
〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

一 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六十号の注に基づき添付する議決権の総数又は外資議決権比率に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第六十条第二号の規定により変更の届出を行つていないものを除く。）

二 過去五年以内に法第六十六条第二項の規定により認定を取り消さないこととされた認定放送持株会社にあつては、法第五十九条第二項第五号イ又はロに再び該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

（取消猶予の勘案事項）

第二百十條の二 法第六十六条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十九条第二項第五号イ又はロに該当することとならないようにするために必要な期間

二 法第五十九条第二項（第五号イ又はロに係る部分に限る。）の規定により認定を受けることができない者となつた認定放送持株会社において、過去に法第六十六条第二項の規定により当該認定放送持株会社の認定を取り消さないこととされたことがあるか否かの別（書類の提出等）

第二百十六條 [略]

2 前項の規定にかかわらず、法（第九十三条、第九十六条から第九十八条まで、第一百六条の二及び第七十五条の規定に限る。）又はこの省令（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第七十四条、第七十六条から第七十九条まで及び第九十一条の二の規定に限る。）の規定により地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。）に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。

[3・4 略]

第二百十八條 [略]

[一〇三 略]

四 第八十六条の二第一項の規定に基づき備え置く書面

五 [略]

別表第二号（第26条関係）

予 算 の 科 目

（一般勘定）
（事業収支）
[表略]
（資本収支）

款	項	説 明
資本収入		

[新設]

（書類の提出等）

第二百十六條 [同上]

2 前項の規定にかかわらず、法（第九十三条、第九十六条から第九十八条まで及び第七十五条の規定に限る。）又はこの省令（第六十一条、第六十四条、第六十五条、第七十四条及び第七十六条から第七十九条までの規定に限る。）の規定により地上基幹放送及び移動受信用地上基幹放送（デジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送に限る。）に係る申請等を行う者は、当該規定に定める書類一通及びその写し二通を当該申請等を行い、又は行おうとする放送の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が写しの提出部数を減じたときは、この限りでない。

[3・4 同上]

第二百十八條 [同上]

[一〇三 同上]

[新設]

四 [同上]

別表第二号（第26条関係）

予 算 の 科 目

（一般勘定）
（事業収支）
[表同左]
（資本収支）

款	項	説 明
資本収入		

事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ	前期繰越金から受け入れる額
減価償却資金受入れ 資産受入れ	保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額
有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金 放送債券償還積立資産戻入れ	
建設積立資産戻入れ 放送債券 長期借入金	建設積立資産から戻し入れる額 期限 1年以上の借入金
建設費 出資	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額
有料インターネット活用業務勘定長期貸付金 放送債券償還積立資産 繰入れ	
建設積立資産繰入れ 放送債券償還金 長期借入金返還金	建設積立資産に繰り入れる額
資本収支差金 (有料インターネット活用業務勘定) (事業収支)	
【表略】 (資本収支)	
【表略】 (受託業務等勘定) (事業収支)	
【表略】	
【注 1・注 2 略】	
注 3 子算書の末尾に次の事項を記載すること。	
【(1) 略】	

事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ	前年度までの事業収支及び資本収支の余剰金から受け入れる額
減価償却資金受入れ 資産受入れ	保有資産から資本支出に充てるため受け入れる額
有料インターネット活用業務勘定長期貸付金返還金 放送債券償還積立資産戻入れ	
建設積立資産戻入れ 放送債券 長期借入金	建設積立資産から戻し入れる額 期限 1年以上の借入金
建設費 出資	有形固定資産及び無形固定資産の取得又は改良に要する支出額
有料インターネット活用業務勘定長期貸付金 放送債券償還積立資産 繰入れ	
建設積立資産繰入れ 放送債券償還金 長期借入金返還金	建設積立資産に繰り入れる額
資本収支差金 (有料インターネット活用業務勘定) (事業収支)	
【表同左】 (資本収支)	
【表同左】 (受託業務等勘定) (事業収支)	
【表同左】	
【注 1・注 2 同左】	
注 3 同左】	
【(1) 同左】	

- (2) 事業収支差金及び資本収支差金の処分予定の内訳
- (3) 事業収支差金及び資本収支差金の不足が見込まれるときは、その補填の方法（法第73条の2第2項本文の規定により還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨）
- (4) 法第73条の2第2項ただし書の規定により認可を受けて還元目的積立金の取崩しを行うことが見込まれるときは、その旨

別表第三号（第34条第1項関係）

財 産 目 録

年 月 日現在

科目	内訳		合計
	摘要	金額 千円	
(資産の部) 流動資産 現金及び預金	現金 預金		千円
	受信料未収金 未収受信料欠損引当金		千円
受信料未収金			
有価証券 番組勘定 貯蔵品 前払費用			
未収金 未収消費税等 その他の流動資産	翌年度受信料収納費 その他の前払費用		
	差入保証有価証券 保管有価証券 仮払金 その他の流動資産		
貸倒引当金（貸方） 固定資産 有形固定資産			

- (2) 事業収支差金の処分予定の内訳
- (3) 事業収支差金が不足し、又は繰越不足が見込まれるときは、その補てんの方法

【新設】

別表第三号（第34条第1項関係）

財 産 目 録

年 月 日現在

科目	内訳		合計
	摘要	金額 千円	
(資産の部) 流動資産 現金及び預金	現金 預金		千円
	受信料未収金 未収受信料欠損引当金		千円
受信料未収金			
有価証券 番組勘定 貯蔵品 前払費用			
未収金 未収消費税等 その他の流動資産	翌年度受信料収納費 その他の前払費用		
	差入保証有価証券 保管有価証券 仮払金 その他の流動資産		
貸倒引当金（貸方） 固定資産 有形固定資産			

その他の出資その他の 資産	差入保証金 その他の資産				その他の出資その他の 資産	差入保証金 その他の資産			
貸倒引当金(貸方)					貸倒引当金(貸方)				
特定資産					特定資産				
放送債券償還積立資産					放送債券償還積立資産				
建設積立資産					建設積立資産				
繰延資産					繰延資産				
放送債券発行費					放送債券発行費				
開発費					開発費				
資産合計					資産合計				
(負債の部)					(負債の部)				
流動負債					流動負債				
短期借入金					短期借入金				
一年以内に返済する長期 借入金					一年以内に返済する長期 借入金				
一年以内に償還する放送 債券					一年以内に償還する放送 債券				
未払金	契約収納事務費 放送債券利息 その他の未払金				未払金	契約収納事務費 放送債券利息 その他の未払金			
未払消費税等					未払消費税等				
受信料前受金					受信料前受金				
短期リース債務					短期リース債務				
その他の流動負債					その他の流動負債				
	前受収益 預り金 預り有価証券 仮受金 その他の流動負債					前受収益 預り金 預り有価証券 仮受金 その他の流動負債			
固定負債					固定負債				
放送債券					放送債券				
長期借入金					長期借入金				
退職給付引当金					退職給付引当金				

役員退任引当金 国際催事放送権料引当金 長期リース債務 その他の固定負債 負債合計				
---	--	--	--	--

【備考1・備考2 略】
【注 略】

貸借対照表

年月日現在

(協会全体)		内	金	構
科	目	訳	額	成
		千円	千円	比
				%
(資産の部)				
流動資産				
	現金及び預金			
	受信料未収金			
	未収受信料欠損引当金			
	有価証券			
	番組勘定			
	貯蔵品			
	前払費用			
	未収金			
	未収消費税等			
	その他の流動資産			
	貸倒引当金(貸方)			
	流動資産合計			
固定資産				
	有形固定資産			
	建物			
	減価償却累計額			
	構築物			
	減価償却累計額			
	機械及び装置			
	減価償却累計額			
	放送衛星			
	減価償却累計額			
	車両及び運搬具			

役員退任引当金 国際催事放送権料引当金 長期リース債務 その他の固定負債 負債合計				
---	--	--	--	--

【備考1・備考2 同左】
【注 同左】

貸借対照表

年月日現在

(協会全体)		内	金	構
科	目	訳	額	成
		千円	千円	比
				%
(資産の部)				
流動資産				
	現金及び預金			
	受信料未収金			
	未収受信料欠損引当金			
	有価証券			
	番組勘定			
	貯蔵品			
	前払費用			
	未収金			
	未収消費税等			
	その他の流動資産			
	貸倒引当金(貸方)			
	流動資産合計			
固定資産				
	有形固定資産			
	建物			
	減価償却累計額			
	構築物			
	減価償却累計額			
	機械及び装置			
	減価償却累計額			
	放送衛星			
	減価償却累計額			
	車両及び運搬具			

減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額
器具	器具	器具	器具	器具
減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額	減価償却累計額
土地	土地	土地	土地	土地
建設仮勘定	建設仮勘定	建設仮勘定	建設仮勘定	建設仮勘定
有形固定資産合計	有形固定資産合計	有形固定資産合計	有形固定資産合計	有形固定資産合計
無形固定資産	無形固定資産	無形固定資産	無形固定資産	無形固定資産
無形固定資産合計	無形固定資産合計	無形固定資産合計	無形固定資産合計	無形固定資産合計
出資その他の資産	出資その他の資産	出資その他の資産	出資その他の資産	出資その他の資産
長期預金	長期預金	長期預金	長期預金	長期預金
長期保有有価証券	長期保有有価証券	長期保有有価証券	長期保有有価証券	長期保有有価証券
出資	出資	出資	出資	出資
関係会社出資	関係会社出資	関係会社出資	関係会社出資	関係会社出資
その他の出資	その他の出資	その他の出資	その他の出資	その他の出資
長期前払費用	長期前払費用	長期前払費用	長期前払費用	長期前払費用
信託受益権	信託受益権	信託受益権	信託受益権	信託受益権
その他の出資その他の資産	その他の出資その他の資産	その他の出資その他の資産	その他の出資その他の資産	その他の出資その他の資産
貸倒引当金(貸方)	貸倒引当金(貸方)	貸倒引当金(貸方)	貸倒引当金(貸方)	貸倒引当金(貸方)
出資その他の資産合計	出資その他の資産合計	出資その他の資産合計	出資その他の資産合計	出資その他の資産合計
固定資産合計	固定資産合計	固定資産合計	固定資産合計	固定資産合計
特定資産	特定資産	特定資産	特定資産	特定資産
放送債券償還積立資産	放送債券償還積立資産	放送債券償還積立資産	放送債券償還積立資産	放送債券償還積立資産
建設積立資産	建設積立資産	建設積立資産	建設積立資産	建設積立資産
特定資産合計	特定資産合計	特定資産合計	特定資産合計	特定資産合計
繰延資産	繰延資産	繰延資産	繰延資産	繰延資産
放送債券発行費	放送債券発行費	放送債券発行費	放送債券発行費	放送債券発行費
開発費	開発費	開発費	開発費	開発費
繰延資産合計	繰延資産合計	繰延資産合計	繰延資産合計	繰延資産合計
資産合計	資産合計	資産合計	資産合計	資産合計
(負債の部)	(負債の部)	(負債の部)	(負債の部)	(負債の部)
流動負債	流動負債	流動負債	流動負債	流動負債
短期借入金	短期借入金	短期借入金	短期借入金	短期借入金
一年以内に返済する長期借入金	一年以内に返済する長期借入金	一年以内に返済する長期借入金	一年以内に返済する長期借入金	一年以内に返済する長期借入金
一年以内に償還する放送債券	一年以内に償還する放送債券	一年以内に償還する放送債券	一年以内に償還する放送債券	一年以内に償還する放送債券
未払金	未払金	未払金	未払金	未払金
未払消費税等	未払消費税等	未払消費税等	未払消費税等	未払消費税等
受信料前受金	受信料前受金	受信料前受金	受信料前受金	受信料前受金

短期リース債務 その他の流動負債 流動負債合計				
固定負債				
放送債券				
長期借入金				
退職給付引当金				
役員退任引当金				
国際催事放送権料引当金				
長期リース債務				
その他の固定負債				
固定負債合計				
負債合計				
(純資産の部)				
資本				
承継資本				
固定資産充当資本				
剰余金 (欠損金)				
建設積立金				
還元目的積立金				
繰越剰余金 (繰越欠損金)				
評価・換算差額等				
純資産合計				
負債純資産合計				
備考	この表において、「承継資本」とは旧社団法人日本放送協会から承継した純資産を、「固定資産充当資本」とは固定資産の再評価益を資本に組み入れた額並びに過年度の当期事業収支差金及び剰余金のうち資本支出充当として固定資産化し資本に組み入れた累計額を、「建設積立金」とは将来の建設投資のための積立金を、「還元目的積立金」とは法第73条の2第1項の規定に基づく積立金をいう。			
(一般勘定)				
科目	内訳	金額	構成比	
(資産の部)	千円	千円	%	
流動資産				
現金及び預金				
受信料未収金				
未收受信料欠損引当金				

短期リース債務 その他の流動負債 流動負債合計				
固定負債				
放送債券				
長期借入金				
退職給付引当金				
役員退任引当金				
国際催事放送権料引当金				
長期リース債務				
その他の固定負債				
固定負債合計				
負債合計				
(純資産の部)				
資本				
承継資本				
固定資産充当資本				
剰余金 (欠損金)				
建設積立金				
繰越剰余金 (繰越欠損金)				
評価・換算差額等				
純資産合計				
負債純資産合計				
備考	この表において、「承継資本」とは旧社団法人日本放送協会から承継した純資産を、「固定資産充当資本」とは固定資産の再評価益を資本に組み入れた額並びに過年度の当期事業収支差金及び剰余金のうち資本支出充当として固定資産化し資本に組み入れた累計額を、「建設積立金」とは将来の建設投資のための積立金をいう。			
(一般勘定)				
科目	内訳	金額	構成比	
(資産の部)	千円	千円	%	
流動資産				
現金及び預金				
受信料未収金				
未收受信料欠損引当金				

有価証券 番組勘定 貯蔵品 前払費用 有料インターネット活用業務勘 定短期貸付金 受託業務等勘定短期貸付金 未収金 未収消費税等 その他の流動資産 貸倒引当金 (貸方) 流動資産合計					有価証券 番組勘定 貯蔵品 前払費用 有料インターネット活用業務勘 定短期貸付金 受託業務等勘定短期貸付金 未収金 未収消費税等 その他の流動資産 貸倒引当金 (貸方) 流動資産合計
固定資産 有形固定資産 建物 減価償却累計額 構築物 減価償却累計額 機械及び装置 減価償却累計額 放送衛星 減価償却累計額 車両及び運搬具 減価償却累計額 器具 減価償却累計額 土地 建設仮勘定 有形固定資産合計 無形固定資産 無形固定資産合計 出資その他の資産 長期預金 長期保有有価証券 出資 関係会社出資 その他の出資					固定資産 有形固定資産 建物 減価償却累計額 構築物 減価償却累計額 機械及び装置 減価償却累計額 放送衛星 減価償却累計額 車両及び運搬具 減価償却累計額 器具 減価償却累計額 土地 建設仮勘定 有形固定資産合計 無形固定資産 無形固定資産合計 出資その他の資産 長期預金 長期保有有価証券 出資 関係会社出資 その他の出資

(純資産の部)				
資本				
承継資本				
固定資産充当資本				
剰余金(欠損金)				
建設積立金				
還元目的積立金				
繰越剰余金(繰越欠損金)				
評価・換算差額等				
純資産合計				
負債純資産合計				

(有料インターネット活用業務勘定)

[表略]

(受託業務等勘定)

[表略]

[注 略]

損 益 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)

科 目	金 額
経常事業収入	
経常事業収入	
受信料	
交付金収入	
放送番組等有料配信収入	
副次収入	
受託業務等収入	
経常事業支出	
国内放送費	
国際放送費	
国内放送番組等配信費	
国際放送番組等配信費	
放送番組等有料配信費	
受託業務等費	
契約収納費	
受信対策費	

(純資産の部)				
資本				
承継資本				
固定資産充当資本				
剰余金(欠損金)				
建設積立金				
繰越剰余金(繰越欠損金)				
評価・換算差額等				
純資産合計				
負債純資産合計				

(有料インターネット活用業務勘定)

[表同左]

(受託業務等勘定)

[表同左]

[注 同左]

損 益 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)

科 目	金 額
経常事業収入	
経常事業収入	
受信料	
交付金収入	
放送番組等有料配信収入	
副次収入	
受託業務等収入	
経常事業支出	
国内放送費	
国際放送費	
国内放送番組等配信費	
国際放送番組等配信費	
放送番組等有料配信費	
受託業務等費	
契約収納費	
受信対策費	

	広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 未収受信料欠損償却費 経常事業収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務費 経常事業外収支差金	
経常収支差金		
特別収入	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	
当期事業収支差金		
当期事業収支差金	当期事業収支差金 資本支出充当 建設積立金繰入れ 事業収支剰余金 還元目的積立金繰入れ	
(一般勘定)		
科目	金額	千円
経常		
経常	経常事業収入	

	広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 未収受信料欠損償却費 経常事業収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務費 経常事業外収支差金	
経常収支差金		
特別収入	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	
当期事業収支差金		
当期事業収支差金	当期事業収支差金 資本支出充当 建設積立金繰入れ 事業収支剰余金	
(一般勘定)		
科目	金額	千円
経常		
経常	経常事業収入	

事業収支	受信料 交付金収入 副次収入 経常事業支出 国内放送費 国際放送費 国内放送番組等配信費 国際放送番組等配信費 契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 未収受信料欠損償却費 経常事業収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務費 経常事業外収支差金	
経常収支差金		
特別収入	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	
特別収支		
当期事業収支差金		

事業収支	受信料 交付金収入 副次収入 経常事業支出 国内放送費 国際放送費 国内放送番組等配信費 国際放送番組等配信費 契約収納費 受信対策費 広報費 調査研究費 給与 退職手当・厚生費 共通管理費 減価償却費 未収受信料欠損償却費 経常事業収支差金	
経常事業外収支	経常事業外収入 財務収入 雑収入 経常事業外支出 財務費 経常事業外収支差金	
経常収支差金		
特別収入	特別収入 固定資産売却益 固定資産受贈益 過年度損益修正益 その他の特別収入 特別支出 固定資産売却損 固定資産除却損 過年度損益修正損 その他の特別支出	
特別収支		
当期事業収支差金		

当期事業収支差金	
資本支出充当	
建設積立金繰入れ	
事業収支剰余金	
還元目的積立金繰入れ	

(有料インターネット活用業務勘定)

[表略]

(受託業務等勘定)

[表略]

[注 略]

資 本 等 変 動 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)

(単位：千円)

科 目	資 産			本 金		評 価 ・ 換 算 額	純 資 産 合 計
	承 継 資 本	固 定 資 産 充 当 資 本	建 設 積 立 金	還 元 目 的 積 立 金	繰 越 剰 余 金 (繰越 欠損金)		
前期末残高							
当期変動額							
資本支出充当							
当期事業収支差金 (当期欠損金)							
建設積立金繰入れ							
建設積立金取崩し							
還元目的積立金繰入れ							
還元目的積立金取崩し							
資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計							
当期末残高							

当期事業収支差金	
資本支出充当	
建設積立金繰入れ	
事業収支剰余金	

(有料インターネット活用業務勘定)

[表同左]

(受託業務等勘定)

[表同左]

[注 同左]

資 本 等 変 動 計 算 書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)

(単位：千円)

科 目	資 産			本 金		評 価 ・ 換 算 額	純 資 産 合 計
	承 継 資 本	固 定 資 産 充 当 資 本	建 設 積 立 金	繰 越 剰 余 金 (繰越 欠損金)			
前期末残高							
当期変動額							
資本支出充当							
当期事業収支差金 (当期欠損金)							
建設積立金繰入れ							
建設積立金取崩し							
資本以外の項目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計							
当期末残高							

(一般勘定)

科目	資		本			評 価・ 換 算 等	純資 産合 計
	承継 資本	固定資 産充 当 資本	剰余金		繰越剰余 金(繰越 欠損金)		
			建設 積立 金	還元目的 積立 金			
前期末残高							
当期変動額							
資本支出充当							
当期事業収支差金 (当期欠損金)							
建設積立金繰入れ							
建設積立金取崩し							
還元目的積立金繰入 れ							
還元目的積立金取崩 し							
有料インターネット 活用業務勘定からの 受入れ							
資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計							
当期末残高							

(単位：千円)

(有料インターネット活用業務勘定)

[表略]

(受託業務等勘定)

[表略]

[備考 略]

[注 略]

キャッシュ・フロー計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)

[I ~ VII 略]

[注 略]

(一般勘定)

科目	資		本			評 価・ 換 算 等	純資 産合 計
	承継 資本	固定資 産充 当 資本	剰余金		繰越剰余 金(繰越 欠損金)		
			建設積立 金	還元目的 積立 金			
前期末残高							
当期変動額							
資本支出充当							
当期事業収支差金 (当期欠損金)							
建設積立金繰入れ							
建設積立金取崩し							
有料インターネット 活用業務勘定からの 受入れ							
資本以外の項目の当 期変動額(純額)							
当期変動額合計							
当期末残高							

(単位：千円)

(有料インターネット活用業務勘定)

[表同左]

(受託業務等勘定)

[表同左]

[備考 同左]

[注 同左]

キャッシュ・フロー計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(協会全体)

[I ~ VII 同左]

[注 同左]

別表第四号 (第34条第3項関係)	収入支出決算表	年度
	(一般勘定)	
	(事業収支)	
	[表略]	
	(資本収支)	
	[表略]	
	(有料インターネット活用業務勘定)	
	(事業収支)	
	[表略]	
	(資本収支)	
	[表略]	
	(受託業務等勘定)	
	(事業収支)	
	[表略]	
	[注1 略]	
	注2 事業収支差金及び資本収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。	
	注3 事業収支差金及び資本収支差金の不足があるときは、その補填の方法 (法第73条の2第2項本文の規定により還元目的積立金の取崩しを行ったときは、その旨) を欄外に記載すること。	
	[注4・注5 略]	
	注6 法第73条の2第2項ただし書の規定により認可を受けて還元目的積立金の取崩しを行ったときは、その旨を欄外に記載すること。	
	注7 [略]	
別表第五号 (第60条関係)	[一〇九 略]	
	(注)	
	[一〇九 略]	
	[混心]	
	十 [混]	
	十一 [混]	
	十二 [混]	

別表第四号 (第34条第3項関係)	収入支出決算表	年度
	(一般勘定)	
	(事業収支)	
	[表同左]	
	(資本収支)	
	[表同左]	
	(有料インターネット活用業務勘定)	
	(事業収支)	
	[表同左]	
	(資本収支)	
	[表同左]	
	(受託業務等勘定)	
	(事業収支)	
	[表同左]	
	[注1 同左]	
	注2 事業収支差金の処分の内訳を欄外に記載すること。	
	注3 事業収支差金が不足し、又は繰越不足があるときは、その補てんの方法を欄外に記載すること。	
	[注4・注5 同左]	
	[新設]	
	注6 [同左]	
別表第五号 (第60条関係)	[一〇九 同左]	
	(注)	
	[一〇九 同左]	
	十 この表において、「コミュニティ放送」とは、一の市町村の一部の区域(当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接する場合は、その区域を併せた区域とし、当該区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、かつ、当該隣接する区域が他の市町村の一部の区域に隣接し、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、その区域を併せた区域とする。)における需要に応えるための放送をいう。	
	十一 [同左]	
	十二 [同左]	
	十三 [同左]	

別表第六の一号 (第64条関係)

地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
法人番号
(注1)

地上基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注2)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数	
業務開始の予定期日	
放送事項 (注4)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注5)	
特定役員の氏名又は名称 (注6)	
外国人等直接保有議決権割合 (注7)	%
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合 (注7)	%
国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特定役員 (同号ニ) (注9)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
議決権の割合 (同号ニ及びホ) (注10)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
処分歴等 (同号ヘからルまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2～注5 [略]

注6 法人又は団体の場合に限って記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

別表第六の一号 (第64条関係)

地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

地上基幹放送の業務の認定を受けたので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注1)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注2)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数	
業務開始の予定期日	
放送事項 (注3)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注4)	
国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特定役員 (同号ニ) (注6)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
議決権の割合 (同号ニ及びホ) (注7)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
処分歴等 (同号ヘからルまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

[新設]

注1～注4 [同左]

注5 [新設]

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
				□有 □無	□有 □無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

(注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「常」の文字を付記すること。

(注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

(注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注7 法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることが分かる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。）。ミニユナイ放送に係る業務の認定の申請の場合は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の欄の記載を要しない。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

議決権の総数		区分		株式数（株）	議決権の数（個）
発行済株式(A)	無議決権株式(B)				
	議決権制限株式(C)				
完全議決権株式	自己保有株式(D)				
	相互保有株式(E)				
	特定外国株式等(F)				
単元未満株式(H)	その他(G)				
総数(I)					

[新設]

備考	1 単元の株式数	
(注 1) 最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。）の状況について記載すること。		
(注 2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。		
(注 3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。		
(注 4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。		
(注 5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。		
(注 6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。		
(注 7) (F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同条第3項の規定により議決権が制限されている株式（以下この別表において「特定外国株式等」という。）の数を種類ごとに記載すること。		
(注 8) (G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。		
(注 9) (H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。		
(注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。		
(注11) 表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。		
(注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄に記載を要しない。		
(注13) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（イにおいて同じ。）。		

1 外資議決権比率に関する事項

(7) コミュニティ放送以外の地上基幹放送に係る申請の場合

区 分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (C)	議決権の数 (D)	議決権の総数 (%) (E)	外資系日本人の議決権を有する外国法人等		の比率 (%) (H)	× (%) (I)	備考	
							氏名又は名称 (F)	外資系日本人の議決権の総数に対する議決権の比率 (%) (G)				
外資系日本人等	議決権の総数の100分の1以上を占める者											
												議決権の総数の100分の1未満を占める者の合計 (計 者) (1)
外資系日本人												
合 計												

(注1) 外国法人等とは、法第98条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいい(4)において同じ。)、外資系日本人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本人の議決権を有する外国法人等については、第62条第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること(4)において同じ。)

(注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)

を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(A)の(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) (E)の欄は、Aの(1)に記載した議決権の総数に対するイの(7)の(D)の比率を記載すること。

(注8) (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(7) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

(注9) (1)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(7) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(1)の欄に記載すること。

(7) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(1)の欄に記載すること。

(注10) (E)及び(G)から(1)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後、の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、そ

せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。）。

(注3) [F]の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注4) (C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

注8 [略]

注9 注6の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

注10 注7の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。この場合において、コンピュータ放送に係る業務の認定の申請の場合は、法第93条第1項第7号ニに係る欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

別表第六の二号（第64条関係）

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

電話番号
(注1)

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注2)

基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注3)

衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置 (注4)

希望する放送対象地域

希望する周波数 (注5)

業務開始の予定期日

放送事項 (注6)

注5 [同左]

注6 別表第七の一号別紙(6)により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

注7 別表第七の一号別紙(3)クにより欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

別表第六の二号（第64条関係）

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

電話番号
(注2)

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注1)

基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注2)

衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置 (注3)

希望する放送対象地域

希望する周波数 (注4)

業務開始の予定期日

放送事項 (注5)

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注7)

特定役員の氏名又は名称 (注8)				
外国人等直接保有議決権割合 (注9)				%
欠格事由の有無 (注10)	国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	特定役員 (同号ニ) (注11)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	議決権の割合 (同号ニ) (注12)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
	処分歴等 (同号ヘからルまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2～注7 [略]

注8 法人又は団体の場合に限り、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
氏名				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。

(注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村 (外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの) を記載すること。

(注4) 役名の欄は、代表権を有する役員について(役)の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- ① 業務執行決定役員でない者についてはその旨
- ② 予定のものについてはその旨

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類 (例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券 (有効期間満了前のものに限る。) の写し) を添付すること。法人にあつては登記事項証明書 (登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類) を添付すること。

基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注6)

欠格事由の有無 (注7)	国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	特定役員 (同号ニ) (注8)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	議決権の割合 (同号ニ) (注9)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	処分歴等 (同号ヘからルまで)	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

[新設]

注1～注6 [同左]

[新設]

注 9 法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第 3 位を四捨五入し小数点第 2 位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が 20%未満である場合において、小数点第 3 位を四捨五入して 20.00% となるときは四捨五入せず、割合が 20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456% の場合は 19.9994% まで記載すること。）。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区 分		株式数 (株)	議決権の数 (個)
発行済株式 (A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)		
	完全議決権株式		
	相互保有株式(E)		
	特定外国株式(F)		
	その他(G)		
単元未満株式(H)			
総数(I)			
備考	1 単元の株式数		

(注 1) 最近日現在の議決権 (株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。) の状況について記載すること。

(注 2) A) の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注 3) B) の欄は、会社法第 108 条第 1 項第 3 号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式 (同法第 189 条第 1 項に定める、単元株式数に満たない数の株式 (以下この別表において「単元未満株式」という。)) を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含まない。

(注 4) C) の欄は、会社法第 108 条第 1 項第 3 号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式 (単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含まれる。

(注 5) D) の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式 (単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。) のうち、会社法第 308 条第 2 項の規定により議決権を有しない株式 (以下この別表において「自己保有株式」という。) の総数を記載すること。

(注 6) E) の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第 308 条第 1 項及び会社法施行規則第 67 条第 1 項に定める、株式会社が株主の経営を事実的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式 (以下この別表において

「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

(注7) (イ)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式の数を記載すること。

(注8) (ロ)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (ハ)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (ニ)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注13) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)

イ 外資議決権比率に関する事項

区分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	(D) / 議決権の総数(E)	備考	
	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							
外国法人等	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計者)						(F)	
合 計								

(注1) 外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいう。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を

記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) ①の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) ①の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) ①の欄は、申請者が株式会社である場合は、(1)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの①)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) ②の欄は、アの①に記載した議決権の総数に対するイの②の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入をせず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること)。

(注8) ②の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について小数点以下の位を合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

(注9) ①及び②を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

注10 [略]

注11 注8の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

注12 注9の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

別表第六の三号(第64条関係)

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代

表者の氏名)

電話番号

注7 [同左]

注8 別表第七の二号別紙(6)により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

注9 別表第七の二号別紙(3)ウにより欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

別表第六の三号(第64条関係)

移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代

表者の氏名)

電話番号

法人番号
(注1)

移動受信信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注2)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数 (注4)	
業務開始の予定期日	
放送事項 (注5)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注6)	
特定従業員の氏名又は名称 (注7)	%
外国人等直接保有議決権割合 (注8)	
国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
欠格事由の有無 (注9)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特定役員 (同号ニ) (注10)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
議決権の割合 (同号ニ) (注11)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
処分歴等 (同号へからルまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2～注6 [略]

注7 法人又は団体の場合に限り記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
氏名				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいひ、申請者の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が3分の1を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。

移動受信信用地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注1)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注2)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数 (注3)	
業務開始の予定期日	
放送事項 (注4)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注5)	
国籍等 (法第93条第1項第7号イからハまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
欠格事由の有無 (注6)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
特定役員 (同号ニ) (注7)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
議決権の割合 (同号ニ) (注8)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
処分歴等 (同号へからルまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

[新設]

注1～注5 [同左]

注6 [新設]

(注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

(注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

① 業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨

② 予定のものについてはその旨

(注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注8 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること）。また、記載事項を証するものとして次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区 分		株式数 (株)	議決権の数 (個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)		
	相互保有株式(E)		
	完全議決権株式		
株式	特定外国株式(F)		
	その他(G)		
単元未満株式(H)			
総数(I)			
備考		1 単元の株式数	

(注1) 最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。）の状況について記載すること。

(注2) A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」

[新設]

という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4) (イ)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5) (ロ)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (ニ)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

(注7) (ホ)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式の数を記載すること。

(注8) (ヘ)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (ロ)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (イ)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注13) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)

イ 外資議決権比率に関する事項

備考	(イ) / 議決権の総数 (%) (B)	議決権の数 (個) (D)	株式数 (株) (C)	法人番号 (B)	住所 (A)	氏名又は名称
区分						

外国人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者								
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計者) (F)								
合 計									

(注1) 外国人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいう。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注3) A)の欄は、都道府県市区町村(外国人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(D)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(A)の(D)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) E)の欄は、A)の(D)に記載した議決権の総数に対するイの(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入をせず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)

(注8) F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注9) C)及びD)を記する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について

て記載があるもの。) 、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。

- 注9 [略]
 注10 注7の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
 注11 注8の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
 別表第七の一号 (第65条第1項関係)

- 第1 地上基幹放送に係る事業計画書
 [表略]
 [注1 略]
 注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にシ印を付けること。
 [(1)・(2) 略]

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率 (%)	備考
--------	----	----	----------------------	----

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員) について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1) によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何職種」専務(常) 、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(役)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
 (イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

- (ロ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 (ハ) 出資の予定のものについてはその旨

- 注6 [同左]
 注7 別表第七の三号別紙(6)により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
 注8 別表第七の三号別紙(3)イにより欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
 別表第七の一号 (第65条第1項関係)

- 第1 地上基幹放送に係る事業計画書
 [表同左]
 [注1 同左]
 注2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

発行済株式(A)	議決権の総数		株式数(株)	議決権の数(個)
	無議決権株式(B)	議決権制限株式(C)		
完全議決権株式	自己保有株式(D)			
	相互保有株式(E)			
特定外国株式等(F)	その他(G)			
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	1 単元の株式数			

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。) の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第180条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4) (C)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

<p>(注5) (D)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。</p> <p>(注6) (E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。</p> <p>(注7) (F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式及び同条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。</p> <p>(注8) (G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。</p> <p>(注9) (H)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。</p> <p>(注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。</p> <p>(注11) (I)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。</p> <p>(注12) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(ウ)において同じ。)</p>	<p>イ 主たる出資者及び議決権の数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="603 138 705 488">氏名又は名称</th> <th data-bbox="603 488 705 712">住所</th> <th data-bbox="603 712 705 990">職業</th> <th data-bbox="603 990 705 1393">議決権の総数に対する議決権の比率(%)</th> <th data-bbox="603 1393 705 2024">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" data-bbox="226 138 603 2024"> <p>(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。</p> <p>(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。</p> <p>(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。</p> <p>(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備考	<p>(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。</p> <p>(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。</p> <p>(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。</p> <p>(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。</p>				
氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備考							
<p>(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。</p> <p>(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。</p> <p>(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。</p> <p>(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。</p>											

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株) (代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(7) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(4) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(5) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(6) 出資の予定のものについてはその旨

ウ 外資議決権比率に関する事項

(7) 申請者が上場会社等以外である場合

区分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	D/議決権の総数(E)	日本法人の議決権を有する		Eの比率(F)	E×(1-G)	日本の国籍の確認方法
							氏名又は名称(F)	日本法人の議決権の数に対する比率(G)			
日本の国籍を有する者	(I)										
議決権の総数の10分の1以上を占める者	(K)										
議決権の総数の10分の1未満を占める者	(L)										
合計											

(注1) 上場会社等とは、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場されている株式又はこれに準ずるものと

- して第87条で定める株式を発行している会社をいう (イ)において同じ。)
- (注2) 外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいう (イ)において同じ。)
- (注3) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること (イ)において同じ。)
- (注4) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。
- (注5) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。
- (注6) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注7) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(イ)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(イ)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注8) (E)の欄は、アの(イ)に記載した議決権の総数に対するウの(イ)の比率を記載すること。
- (注9) (F)及び(イ)の欄は、(B)の比率を合算した比率がなお5分の4を上回らない場合に次のとおり記載すること。(B)の比率を合算した比率に(イ)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が5分の4を上回れば、それ以上については記載を要しない。
- (イ) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等について記載すること。当該日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- (イ) (イ)によつてもなお(イ)の比率を合算した比率に(イ)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が5分の4を上回らない場合には、一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該外国法人等が占める日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合の当該外国法人等について記載すること。
- (注10) (イ)の欄は、1から(イ)の比率を減じて計算した比率に(イ)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- (イ) (イ)の比率が2分の1を超える場合は、(イ)に0と記載すること。
- (イ) 一の日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、1から当該一の日本法人に係る(イ)の比率を合算した比率を減じて計算した比率に(イ)

の比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、0と記載すること。

(注11) (E)及び(G)から(I)までの欄は、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。

(注12) 備考の欄は、イの(注7)(7)、(4)及び(ロ)に準じて記載すること。また、第62条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

(注13) (J)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第93条第1項第7号ロに掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注14) (K)及び(L)の欄は、法第93条第1項第7号ロ及びハに掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。

(注15) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(4) 申請者が上場会社等である場合

区分	議決権の総数の100分の1以上を占める者	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	(D) / 議決権の総数(E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E)の比率(%) (H)	(E)×(G)の比率(%) (I)	備考
								氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%) (G)			
外国人等	議決権の総数の100分の1未満を占める者の合計(計者)											

〔(4)・(5) 略〕

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					□有 □無	

〔(注1)～(注5) 略〕

〔割る〕

〔注6〕 備考の欄は、次の事項を記載すること。

〔(7) 略〕

〔割る〕

〔(7) 略〕

〔注7〕 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付する(ほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること)。

〔(7)～(10) 略〕

別表第七の二号 (第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

〔表略〕

〔注1 略〕

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にシ印を付けること。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備考

〔(注1) 略〕

議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を

ること。

〔注8〕 (1)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

〔注9〕 (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

〔(4)・(5) 同左〕

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
					□有 □無	□有 □無	

〔(注1)～(注5) 同左〕

〔注6〕 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

〔注7〕 同左

〔(7) 同左〕

〔(7) 同左〕 日本国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

〔(7) 同左〕

〔注8〕 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付する(ほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること)。

〔(7)～(10) 同左〕

別表第七の二号 (第65条第1項関係)

第2 衛星基幹放送に係る事業計画書

〔表同左〕

〔注1 同左〕

注2 同左

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。(ア及びウは認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限って記載すること。)

ア 議決権の総数

	区分	株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	完全議決権株式		
	自己保有株式(D)		
	相互保有株式(E)		

- 提出すること。
- (注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。
- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何職(何専務(常)）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- ① 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- ② 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- ③ 出資の予定のものについてはその旨

式	特定外国株式(F)			
	その他(G)			
単元未満株式(H)				
総数(I)				
備考	1 単元の株式数			

- (注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) (B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。))を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。
- (注4) (C)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) (D)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) (E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を實質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。
- (注7) (F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式の数を記載すること。
- (注8) (G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注9) (H)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) (I)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。
- (注12) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(ウにおいて同じ。)
- イ 主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率 (%)	備考
--------	----	----	----------------------	----

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。)) について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1) によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株) (代) 専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- (イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- (ロ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- (ハ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- (ニ) 出資の予定のものについてはその旨

ウ 外資議決権比率に関する事項

(7) 申請者が上場会社等以外である場合

区分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (C)	議決権の数 (D)	(D) / 議決権の総数 (%) (E)	日本の国籍の確認方法	備考
区 分	氏名又は名称							

区分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (株) (C)	議決権の数 (株) (D)	D) / 議決権の総数 (%) (E)	備考
外国人等							
合計							

(注1) 外国人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいう。

(注2) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注3) (B)から(E)までの欄は、(注4)から(注7)までに準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、イの(注7)(ア)及び(イ)に準じて記載すること。

(注5) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注6) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

〔(4)・(5) 同左〕

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

〔(注1)～(注5) 同左〕

(注6) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること(認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限る。)

(注7) 〔同左〕

〔(7) 同左〕

(イ) 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国

〔(4)・(5) 略〕

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

〔(注1)～(注5) 略〕

〔別る〕

(注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

〔(7) 略〕

(イ) 業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨

〔ウ〕 略]
 (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

〔7〕～〔10〕 略]

別表第七の三号 (第65条第1項関係)

第3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

〔表略〕

〔注1 略〕

注2 事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注1の表の区分に従って該当する事項にシ印を付けること。

〔1〕・〔2〕 略]

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率 (%)	備考
--------	----	----	----------------------	----

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何業(何専務(常)上」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(ウ)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)上」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

〔ウ〕 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の

の法人若しくは団体であるときはその旨

〔ウ〕 同左]

(注8) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること(特定役員が日本の国籍を有することを証する書類にあつては、認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限る。)

〔7〕～〔10〕 同左]

別表第七の三号 (第65条第1項関係)

第3 移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書

〔表同左〕

〔注1 同左〕

注2 〔同左〕

〔1〕・〔2〕 同左]

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること(ア及びウは認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限って記載すること。)

発行済株式(A)	区分		株式数(株)	議決権の数(個)
	無議決権株式(B)	議決権制限株式(C)		
完全議決権株式	自己保有株式(D)	相互保有株式(E)		
	特定外国株式(F)	その他(G)		
単元未満株式(H)				
総数(I)				
備考	1 単元の株式数			

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第180条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

種類

- (イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 (ロ) 出資の予定のものについてはその旨

(注4) (ロ)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の

事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5) (ロ)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (ロ)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

(注7) (ロ)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式の数を記載すること。

(注8) (ロ)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (ロ)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (ロ)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) (イ)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(注12) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(ウにおいて同じ。)

イ 主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備考
--------	----	----	---------------------	----

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株) (代) 専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。備考の欄は、次の事項を記載すること。

(注7) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(4) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(5) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(6) 出資の予定のものについてはその旨

ウ 外資議決権比率に関する事項

(7) 申請者が上場会社等以外である場合

区分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	(D) / 議決権の総数(E)	日本の国籍の確認方法	備考
日本の国籍を有する者(F)								
日本法人(G)								
合計								

(注1) 上場会社等とは、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場されている株式又はこれに準ずるものとして第87条で定める株式を発行している会社をいう(4)において同じ。)

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること(4)において同じ。)

(注3) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

- 関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。
- (注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(I)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(A)の(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するウの(F)の(D)の比率を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。
- (注8) 備考の欄は、イの(注7)(F)、(I)及び(E)に準じて記載すること。
- (注9) (F)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第93条第1項第7号ロに掲げる者に該当しない者を記載すること。
- (注10) (G)の欄は、法第93条第1項第7号ロ及びハに掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。
- (注11) (F)及び(G)の欄は、(E)を合算した比率が5分の4を上回るまで記載すれば足り、それ以上については記載を要しない。
- (注12) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。
- (I) 申請者が上場会社等である場合

区分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	(D) / 議決権の総数(E)	備考
外国人等							
合計							

- (注1) 外国人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいう。
- (注2) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。
- (注3) (B)から(E)までの欄は、(F)の(注4)から(注7)までに準じて記載すること。

〔(4)・(5) 略〕

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	備考
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

〔(注1)～(注5) 略〕

〔削る〕

〔注6〕 備考の欄は、次の事項を記載すること。

〔(7) 略〕

(4) 業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨

〔(4) 略〕

〔注7〕 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

〔(7)～(14) 略〕

別表第十五号(第74条第1項関係)
第1 申請書

地上基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな) 氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)
電話番号

と。

(注4) 備考の欄は、イの(注7) (7)、(4)及び(ロ)に準じて記載すること。

(注5) (ロ)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注6) (ロ)及び(ロ)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

〔(4)・(5) 同左〕

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

ふりがな氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

〔(注1)～(注5) 同左〕

〔注6〕 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること(認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限る。)

〔注7〕 〔同左〕

〔(7) 同左〕

(4) 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

〔(4) 同左〕

〔注8〕 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること(特定役員が日本の国籍を有することを証する書類にあつては、認定の申請又は認定の変更の申請若しくは届出の場合に限る。)

〔(7)～(14) 同左〕

別表第十五号(第74条第1項関係)
第1 申請書

地上基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな) 氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)
電話番号

法人番号
(注1)

地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第1項の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	欠格事由の有無(注2)	備考
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限る。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 [略]

注3 [略]

[第2 略]

別表第十六号(第74条第1項関係)
第1 申請書

衛星基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
法人番号
(注1)

衛星基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第2項の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	欠格事由の有無(注2)	備考
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限る。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 [略]

注3 [略]

第2 添付書類

別表第六の二号及び別表第七の二号の様式のとおりとする。

別表第十六号の二(第74条第1項関係)

地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第1項の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	欠格事由の有無(注1)	備考
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

[新設]

注1 [同左]

注2 [同左]

[第2 同左]

別表第十六号(第74条第1項関係)
第1 申請書

衛星基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

衛星基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第2項の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	欠格事由の有無(注1)	備考
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

[新設]

注1 [同左]

注2 [同左]

第2 添付書類

別表第七の二号の様式のとおりとする。

別表第十六号の二(第74条第1項関係)

第1 申請書

移動受信用地上基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)

電話番号

法人番号

(注1)

移動受信用地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第2項の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	欠格事由の有無 (注2)	備考
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 [略]

注3 [略]

第2 添付書類

別表第六の三号及び別表第七の三号の様式のとおりとする。

別表第十九号 (第76条第4項関係)

放送事項等の変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)

電話番号

法人番号

(注1)

放送法第97条第2項の規定により、放送事項等(注2)の変更を届け出ます。

変更事項 (注2)

第1 申請書

移動受信用地上基幹放送の業務認定更新申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)

電話番号

移動受信用地上基幹放送の業務の認定の更新を受けたいので、放送法第96条第2項の規定により申請します。

認定の番号	認定の年月日	欠格事由の有無 (注1)	備考
		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

[新設]

注1 [同左]

注2 [同左]

第2 添付書類

別表第七の三号の様式のとおりとする。

別表第十九号 (第76条第4項関係)

放送事項等の整備な変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)

電話番号

放送法第97条第2項の規定により、放送事項等(注1)の変更を届け出ます。

変更事項 (注1)

変更前	(注3) (注4) (注5)	変更後	(注3) (注4) (注5)
-----	----------------	-----	----------------

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 「氏名又は名称及び住所」、「基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は名称」、「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「特定役員の名氏又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」のように記載すること。

注3 [略]

注4 特定役員の名氏又は名称の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、株式会社にあつては変更後の全ての役員、その他の法人又は団体にあつては変更後の全てのこれに準ずる者を記載すること。このとき、変更箇所に捺印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、新たに選任された特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付し、法人にあつては登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

注5 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等間接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、変更後の内容を記載すること。このとき、変更箇所に捺印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

注6 [略]

注7 [略]

別表第二十号（第78条第1項関係）
第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書
年 月 日
総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

変更前	変更後
-----	-----

[新設]

注1 「放送事項」又は「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」のように記載すること。

注2 [同左]

[新設]

[新設]

注3 [同左]
注4 [同左]

別表第二十号（第78条第1項関係）
第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書
年 月 日
総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号
(注1)

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい(又は放送法第98条第3項前段の規定により認可を受けたい)ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者 (ふりがな) 商号(又は名称)	住所(本店又は主たる事務所の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名(注2)
-----------------------------------	--------------------	---------------------

[2~6 略]

7 別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び外資議決権比率の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

8 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行うおうとする場合にあつては、同号ホを除く。)

[表略]

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 代表者の役職名及び氏名を記載すること。
[第2 略]

別表第二十一号(第79条第1項関係)
第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
法人番号

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい(又は放送法第98条第3項前段の規定により認可を受けたい)ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者 (ふりがな) 商号(又は名称)	住所(本店又は主たる事務所の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名
-----------------------------------	--------------------	-----------------

[2~6 同左]

7 別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り及び別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

8 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行うおうとする場合にあつては、同号ホを除く。)

[表同左]

[新設]

[新設]
[第2 同左]

別表第二十一号(第79条第1項関係)
第1 申請書

基幹放送の業務認定承継認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(注 1)

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第3項後段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲受人

(ふりがな) 氏名 (注2)	住所 (注3)	(ふりがな) 代表者氏名 (注4)
-------------------	---------	----------------------

[2～5 略]

6 別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び外資議決権比率の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

7 欠格事由に関する事項 (法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行おうとする場合にあつては、同号ホを除く。)

[表略]

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 [略]

注3 [略]

注4 [略]

[第2 略]

別表第二十一号の二(第91条の2関係)

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

電話番号

法人番号

放送法第98条第2項の規定により、認定基幹放送事業者の地位を承継したい（又は放送法第98条第3項後段の規定により認可を受けたい）ので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲受人

(ふりがな) 氏名 (注1)	住所 (注2)	(ふりがな) 代表者氏名 (注3)
-------------------	---------	----------------------

[2～5 同左]

6 別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り及び別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

7 欠格事由に関する事項 (法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、同号ホを除く。)

[表同左]

[新設]

注1 [同左]

注2 [同左]

注3 [同左]

[第2 同左]

[新設]

(注 1)

放送法第116条の2の規定により、 年 月 日から 年 月 日までの外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況			
変更の届出を要しなかった外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更 (注2)	変更年月日	変更前	変更後
		%	%
外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更 (注3)	変更年月日		
再発を防止するために講じた措置の実施状況 (注4)			

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 記載の事業年度に係る法第97条第2項ただし書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たっては、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること)。また、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所には印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

注3 記載の事業年度に係る第91条の4第1号に規定する外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六号の注に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所には印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

注4 過去5年以内に法第103条第2項の規定により認定を取り消さないこととされた認定基幹放送事業者に限る。

注5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第二十一号の三 (第91条の5第1項関係)

経営基盤強化計画の認定申請書

年 月 日

別表第二十一号の二 (第91条の2第1項関係)

経営基盤強化計画の認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者
郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
法人番号
(注1)

経営基盤強化計画の認定を受けたので、放送法第116条の4第1項の規定により申請します。

[1. ～ 4. 略]

(審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

[5. 略]

6. 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

[7. 略]

8. 放送法施行規則第91条の7第2号に規定する地域性確保措置の内容

[9. 略]

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2～注7 [略]

(審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

注8 [略]

注9 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

注10 [略]

注11 [略]

注12 [略]

別表第二十一号の四 (第91条の5第2項関係)

総務大臣 殿

申請者
郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

経営基盤強化計画の認定を受けたので、放送法第116条の3第1項の規定により申請します。

[1. ～ 4. 同左]

(審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

[5. 同左]

6. 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

[7. 同左]

8. 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の内容

[9. 同左]

[新設]

注1～注6 [同左]

(審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合)

注7 [同左]

注8 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合)

注9 [同左]

注10 [同左]

注11 [同左]

別表第二十一号の三 (第91条の2第2項関係)

[略]

別表第二十一号の五 (第91条の5第2項関係)

[略]

別表第二十一号の六 (第91条の10関係)

[略]

別表第二十一号の七 (第91条の12第1項関係)

経営基盤強化計画の変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)

電話番号

法人番号

(注1)

年 月 日付で認定を受けた経営基盤強化計画について変更の認定を受けたいので、放送
法第116条の5第1項の規定により申請します。

[表略]

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただ
し、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 [略]

注3 [略]

注4 [略]

別表第二十一号の八 (第91条の13関係)

[略]

別表第二十一号の九 (第91条の14第2項関係)

経営基盤強化計画の軽微な変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)

[同左]

別表第二十一号の四 (第91条の2第2項関係)

[同左]

別表第二十一号の五 (第91条の7関係)

[同左]

別表第二十一号の六 (第91条の9第1項関係)

経営基盤強化計画の変更認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)

電話番号

平成 年 月 日付で認定を受けた経営基盤強化計画について変更の認定を受けたいので、
放送法第116条の4第1項の規定により申請します。

[表同左]

[新設]

注1 [同左]

注2 [同左]

注3 [同左]

別表第二十一号の七 (第91条の10関係)

[同左]

別表第二十一号の八 (第91条の11第2項関係)

経営基盤強化計画の軽微な変更届出書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)

電話番号
法人番号
(注1)

年月日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更をしたので、放送法第116条の5第2項の規定により届け出ます。

[表略]

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2 [略]

注3 [略]

注4 [略]

別表第二十一号の上 (第91条の15関係)

認定経営基盤強化計画の実施状況報告書

年月日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
法人番号

(注1)

年月日付けで認定を受けた経営基盤強化計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

[1. ～3. 略]

(審議機関の設置等の特例を受けた場合)

[4. 略]

5. 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の実施状況

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)

[6. 略]

7. 放送法施行規則第91条の7第2号に規定する地域性確保措置の実施状況

[8. 略]

電話番号

平成 年月日付けで認定を受けた経営基盤強化計画について変更をしたので、放送法第116条の4第2項の規定により届け出ます。

[表同左]

[新設]

注1 [同左]

注2 [同左]

注3 [同左]

別表第二十一号の九 (第91条の12関係)

認定経営基盤強化計画の実施状況報告書

年月日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平成 年月日付けで認定を受けた経営基盤強化計画の平成年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

[1. ～3. 同左]

(審議機関の設置等の特例を受けた場合)

[4. 同左]

5. 法第116条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の実施状況

(特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)

[6. 同左]

7. 放送法施行規則第91条の4第2号に規定する地域性確保措置の実施状況

[8. 同左]

注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2～注6 [略]

(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合)

注7 [略]

注8 法第116条の4第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

(特別役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)

注9 [略]

注10 [略]

注11 [略]

別表第六十号 (第187条関係)

認定放送持株会社認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
法人番号
(注1)

1 認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法第159条第3項の規定により申請します。

名称		
住所		
担当部署		
事務上の住所		
連絡先	担当者	
	電話番号	
特定役員の氏名 (注2)		
外国人等直接保有議決権割合 (注3)		
	%	

[新設]

注1～注5 [同左]

(審議機関の設置等の特例の適用を受けた場合)

注6 [同左]

注7 法第110条の3第2項第5号ロに規定する地域性確保措置の実施状況については、当該事業年度に実施した措置の内容を記載すること。

(特別役員兼任関係に係る特例の適用を受けた場合)

注8 [同左]

注9 [同左]

注10 [同左]

別表第六十号 (第187条関係)

認定放送持株会社認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

1 認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法第159条第3項の規定により申請します。

名称				
住所				
代表者氏名	担当部署			
事務上の住所	住所			
連絡先	担当者			
	電話番号			
特定役員 (法第159条第2項第5号イ) (注2)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			有	無

外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合 (注3)			%
欠格事由の有無 (注4)	特定役員 (法第159条第2項第5号イ) (注5)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	議決権の割合 (同号イ及びロ) (注6)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	処分歴等 (同号ハからヌまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注1) 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(注2) 次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

注1 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

注2 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村 (外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの) を記載すること。

注3 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

注4 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

注5 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

注6 特定役員が日本の国籍を有することを証する書類 (例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券 (有効期間満了前のものに限る。) の写し) を添付すること。また、登記事項証明書を添付すること。

(注3) 小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること (例：19.999456%の場合には19.9994%まで記載すること)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

発行済株式	区分		株式数 (株)	議決権の数 (個)
	無議決権株式(A)	議決権制限株式(B)		
完全議決権株式	自己保有株式(C)	相互保有株式(D)		
式	特定外国株式等(E)	その他(F)		
式	単元未満株式(G)			

欠格事由の有無 (注1)	議決権の割合 (同号イ及びロ) (注3)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	処分歴等 (同号ハからヌまで)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

【新設】

総数④)		
備考	1 単元の株式数	

注 1 最近日現在の議決権の状況について記載すること。

注 2 A)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。))を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

注 3 B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

注 4 C)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

注 5 D)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

注 6 E)の欄は、法第161条第1項又は同条第2項において準用する法第116条第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式、法第161条第2項において準用する法第116条第3項の規定により議決権が制限されている株式及び法第164条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。

注 7 F)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

注 8 G)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

注 9 H)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

注 10 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

注 11 単元株式数を定数で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄に記載を要しない。

注 12 法第159条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)

1 外資議決権比率に関する事項

区分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (C)	議決権の数 (D)	(D) / 議決権の総数 (%) (E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E) の比率 (%) (H)	(E) × (G) (%) (I)	備考
							氏名又は名称 (F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率 (%) (G)			
外国法人等	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計 者) (1)										
外資系日本法人	議決権の総数の10分の1以上を占める者										
合計											

注1 外国法人等とは、法第159条第2項第5号イ(1)から(3)までに掲げる者をい、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第185条第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体にについても記載すること。

注2 (A)の欄は、都道府県市区町村（外国法人等にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注3 (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注4 (I)の欄は、(I)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アのB)の

議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

注5 (B)の欄は、アの(B)に記載した議決権の総数に対するイの(D)の比率を記載すること。

注6 (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(F) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(G) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

注7 (I)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(J) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(K) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

注8 (E)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合1は19.9994%まで記載すること)。

注9 備考の欄は、第185条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

注10 (I)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

注11 (ロ)及び(イ)を記する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。))、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

- (注4) [略]
 (注5) (注2)の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
 (注6) (注3)の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
 (注7) [略]
 [2～5 略]

6 主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の数及び比率(%)	特定株式に係る株主に關する事項	備考
--------	----	----	------------------------	-----------------	----

- (注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。
- 特定株式(第204条の關係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。)に係る議決権保有割合
 - 特別地上基幹放送事業者(第207条第5項第3号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。)である者又はそれを支配する者であるときはその旨
 - 法第164条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式がある場合における当該株式の数
- (注2) 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。
- (注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。
- (注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。
- (注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(例)専務(常)」「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- イ 出資の予定のものについてはその旨
- (注8) 議決権の取扱いは、次のア及びビに定めるところにより計算し、記載すること。

- (注1) [同左]
 (注2) 7の表により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
 (注3) 6(3)の表により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
 (注4) [同左]
 [2～5 同左]

6 主たる出資者及び議決権の数

(1) 議決権の総数

発行済株式	区分				株式数(株)	議決権の数(個)
	無議決権株式(A)	議決権制限株式(B)	自己保有株式(C)	相互保有株式(D)		
完全議決権株式						
株式	特定外国株式等(E)					
	その他(F)					
単元未満株式(G)						
総数(H)						
備考	1 単元の株式数					

- (注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。
- (注2) (A)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。
- (注3) (B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注4) (C)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注5) (D)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相

了 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 法人又は団体が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該法人又は団体の過半数の役員等（株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員）を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

互保有株式」という。) について、総数を記載すること。

(注6) (ロ)の欄は、法第161条第1項又は同条第2項において運用する法第116条第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式、法第161条第2項において運用する法第116条第3項の規定により議決権を有しないこととなる株式及び法第164条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式（以下この別表において「特定外国株式等」という。）の数を種類ごとに記載すること。

(注7) (ハ)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注8) (ニ)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(注9) (ホ)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注10) (ヘ)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況分かる資料）を添付すること。

(注11) 法第159条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（(3)において同じ。）。

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の数及び比率 (%)	特定株式に係る株主に係る事項	備考
--------	----	----	-------------------------	----------------	----

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

- 1 特定株式（第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。）に係る議決権保有割合
- 2 特別地上基幹放送事業者（第207条第5項第3号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。）である者又はそれを支配する者であるときはその旨
- 3 法第164条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株式がある場合における当該株式の数

(注2) 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、 「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を

(注7) 常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
備考の欄は、次の事項を記載すること。

- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- イ 日本国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- ウ 出資の予定のものについてはその旨
- (注8) 議決権の取扱いは、次のア及びイに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 法人又は団体が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該法人又は団体の過半数の役員等(株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員)を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(3) 外資議決権比率に関する事項
ア 申請対象会社が上場会社等以外である場合

区分	氏名又は住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	(D) / 議決権の総数(%)		(E) × (F) / (G) (%)	日本の国籍の確認方法
					日本法人の議決権を有する外国法人等	日本法人の議決権の総数に対する比率(H)		
日本の国籍を有する者					(E)	(F)	(G)	
日本の国籍を有する者(1)								
日本の国籍を有しない者								
日本の国籍を有しない者(1)								
日本の国籍を有しない者(2)								
日本の国籍を有しない者(3)								
日本の国籍を有しない者(4)								
日本の国籍を有しない者(5)								
日本の国籍を有しない者(6)								
日本の国籍を有しない者(7)								
日本の国籍を有しない者(8)								
日本の国籍を有しない者(9)								
日本の国籍を有しない者(10)								
日本の国籍を有しない者(11)								
日本の国籍を有しない者(12)								
日本の国籍を有しない者(13)								
日本の国籍を有しない者(14)								
日本の国籍を有しない者(15)								
日本の国籍を有しない者(16)								
日本の国籍を有しない者(17)								
日本の国籍を有しない者(18)								
日本の国籍を有しない者(19)								
日本の国籍を有しない者(20)								
日本の国籍を有しない者(21)								
日本の国籍を有しない者(22)								
日本の国籍を有しない者(23)								
日本の国籍を有しない者(24)								
日本の国籍を有しない者(25)								
日本の国籍を有しない者(26)								
日本の国籍を有しない者(27)								
日本の国籍を有しない者(28)								
日本の国籍を有しない者(29)								
日本の国籍を有しない者(30)								
日本の国籍を有しない者(31)								
日本の国籍を有しない者(32)								
日本の国籍を有しない者(33)								
日本の国籍を有しない者(34)								
日本の国籍を有しない者(35)								
日本の国籍を有しない者(36)								
日本の国籍を有しない者(37)								
日本の国籍を有しない者(38)								
日本の国籍を有しない者(39)								
日本の国籍を有しない者(40)								
日本の国籍を有しない者(41)								
日本の国籍を有しない者(42)								
日本の国籍を有しない者(43)								
日本の国籍を有しない者(44)								
日本の国籍を有しない者(45)								
日本の国籍を有しない者(46)								
日本の国籍を有しない者(47)								
日本の国籍を有しない者(48)								
日本の国籍を有しない者(49)								
日本の国籍を有しない者(50)								
日本の国籍を有しない者(51)								
日本の国籍を有しない者(52)								
日本の国籍を有しない者(53)								
日本の国籍を有しない者(54)								
日本の国籍を有しない者(55)								
日本の国籍を有しない者(56)								
日本の国籍を有しない者(57)								
日本の国籍を有しない者(58)								
日本の国籍を有しない者(59)								
日本の国籍を有しない者(60)								
日本の国籍を有しない者(61)								
日本の国籍を有しない者(62)								
日本の国籍を有しない者(63)								
日本の国籍を有しない者(64)								
日本の国籍を有しない者(65)								
日本の国籍を有しない者(66)								
日本の国籍を有しない者(67)								
日本の国籍を有しない者(68)								
日本の国籍を有しない者(69)								
日本の国籍を有しない者(70)								
日本の国籍を有しない者(71)								
日本の国籍を有しない者(72)								
日本の国籍を有しない者(73)								
日本の国籍を有しない者(74)								
日本の国籍を有しない者(75)								
日本の国籍を有しない者(76)								
日本の国籍を有しない者(77)								
日本の国籍を有しない者(78)								
日本の国籍を有しない者(79)								
日本の国籍を有しない者(80)								
日本の国籍を有しない者(81)								
日本の国籍を有しない者(82)								
日本の国籍を有しない者(83)								
日本の国籍を有しない者(84)								
日本の国籍を有しない者(85)								
日本の国籍を有しない者(86)								
日本の国籍を有しない者(87)								
日本の国籍を有しない者(88)								
日本の国籍を有しない者(89)								
日本の国籍を有しない者(90)								
日本の国籍を有しない者(91)								
日本の国籍を有しない者(92)								
日本の国籍を有しない者(93)								
日本の国籍を有しない者(94)								
日本の国籍を有しない者(95)								
日本の国籍を有しない者(96)								
日本の国籍を有しない者(97)								
日本の国籍を有しない者(98)								
日本の国籍を有しない者(99)								
日本の国籍を有しない者(100)								

一の日本法人に係る(6)の比率を合算した比率を減じて計算した比率に(8)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、0と記載すること。

(注9) (E)及び(6)から(1)までの欄は、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。

(注10) 備考の欄は、(2)の(注7)ア及びウに準じて記載すること。また、第185条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。日本法人にあつては、これらに加えて(6)の比率の確認方法を記載すること。

(注11) (1)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第159条第2項第5号イ(2)に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注12) (K)及び(1)の欄は、法第159条第2項第5号イ(2)及び(3)に掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。

(注13) (Q)及び(1)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

イ 申請対象会社が上場会社等である場合

備考	(E) × (%) (1)	(E) の比率 (%) (H)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(D) / 議決権の総数 (%) (E)	株式数の数 (M) (D)	法人番号 (B) (C)	住所 (A)	氏名又は名称	区分
			氏名又は名称 (%) (G)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率 (%) (F)						
										議決権の総数の100分の1以上を占める者
										議決権の総数の100分の1未満を占める者の合計(計者) (1)
										外国法人等

7 役員に関する事項

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無 有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考

〔(注1)～(注4) 略〕

〔削る〕

〔注5〕 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- (7) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- (4) 予定のものについてはその旨

〔注6〕 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

〔注 略〕
(別紙)

〔1～3 略〕

〔注 略〕

別表第六十四号の二(第203条の2関係)

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

放送法第161条の2の規定により、年 月 日から 年 月 日までの外国人等による

議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

7 役員に関する事項

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無 有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	日本の国籍の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備考

〔(注1)～(注4) 同左〕

〔注5〕 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

〔注6〕

- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- ウ 予定のものについてはその旨

〔注7〕 役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

〔注 同左〕
(別紙)

〔1～3 同左〕

〔注 同左〕

〔新設〕

変更の届出を要しなかった外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更(注2)	変更年月日	変更前	変更後
		%	%
外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更(注3)	変更年月日		
再発を防止するために講じた措置の実施状況(注4)			

(注1) 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

(注2) 記載の事業年度に係る法第160条第2号括弧書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たっては、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること)。また、変更内容を証するものとして、別表第六十号の1の(注3)に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

(注3) 記載の事業年度に係る第203条の4第1号に規定する外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六十号の1の(注3)に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

(注4) 過去5年以内に法第166条第2項の規定により認定を取り消さないこととされた認定放送持株会社に限る。

(注5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第六十五号(第208条第1項関係)
第1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

別表第六十五号(第208条第1項関係)
第1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)

電話番号
法人番号

(注1)

放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 名称	住所 (本店の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名等 (注2)
--------------	-------------	-----------------------

[2～5 略]

6 承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号 (注3)	認定放送持株会社の名称
------------	-------------

[7 略]

8 欠格事由に関する事項 (法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付け、併せて別表第六十号の1の(注2)及び(注3)に規定する様式を添付すること。)

[表略]

注1 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

注2 [略]

注3 [略]

注4 [略]

[第2 略]

別表第六十六号 (第209条第1項関係)
第1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)

電話番号

者の氏名)

電話番号

放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 名称	住所 (本店の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名等 (注1)
--------------	-------------	-----------------------

[2～5 同左]

6 承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号 (注2)	認定放送持株会社の名称
------------	-------------

[7 同左]

8 欠格事由に関する事項 (法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

[表同左]

[新設]

注1 [同左]

注2 [同左]

注3 [同左]

[第2 同左]

別表第六十六号 (第209条第1項関係)
第1 申請書

認定放送持株会社承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表

者の氏名)

電話番号

法人番号
(注1)

放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡会社

(ふりがな) 名称	住所 (本店の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名等 (注2)
--------------	-------------	-----------------------

[2~4 略]

5 承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号 (注3)	認定放送持株会社の名称
------------	-------------

[6 略]

7 欠格事由に関する事項 (法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付け、併せて別表第六十号の1の(注2)及び(注3)に規定する様式を添付すること。)

【表略】

注1 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

注2 〔略〕

注3 〔略〕

注4 〔略〕

[第2 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

放送法第165条第1項の規定により、認定放送持株会社の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡会社

(ふりがな) 名称	住所 (本店の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名等 (注1)
--------------	-------------	-----------------------

[2~4 同左]

5 承継に係る認定放送持株会社の名称

認定の番号 (注2)	認定放送持株会社の名称
------------	-------------

[6 同左]

7 欠格事由に関する事項 (法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にシ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

【表同左】

【新設】

注1 〔同左〕

注2 〔同左〕

注3 〔同左〕

[第2 同左]

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(無線局の種別及び定義)

第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。

〔一〕の二 略

二の三 特定地上基幹放送局

基幹放送局のうち法第六条第二項第七号に規定する特定地上基幹放送局(放送試験業務を行うものを除く。)をいう。

〔三〕略

三の二 特定地上基幹放送試験局

基幹放送局のうち法第六条第二項第七号に規定する特定地上基幹放送局(放送試験業務を行うものに限る。)をいう。

〔三の三〕二十九 略

2 前項各号に規定するもののほか、無線局の種別を別に定めることがある。

(間接に占められる議決権の割合)

第六条の三の二 法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号イに掲げる者(以下この条において「外国法人等」という。)について、地上基幹放送を行う基幹放送局の免許人(免許を受けようとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送局免許人等」という。)の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロに掲げる者(当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社(放送法第二条第二十七号に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。)が直接占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合(十分の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合とする。

〔2〕略

3 一の外国法人等が地上基幹放送局免許人等の議決権を有する二以上の法人(当該地上基幹放送局免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。)又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合(当該法人又は団体が占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合が千分の一以上であるものに限る。)を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決権の割合とする。

4 地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等(議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項において同じ。)とする一の外国法人等がある場合(当該一の外国法人等の子会社等が、地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又

(無線局の種別及び定義)

第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ下記のとおり定義する。

〔一〕の二 同上

二の三 特定地上基幹放送局

基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局(放送試験業務を行うものを除く。)をいう。

〔三〕同上

三の二 特定地上基幹放送試験局

基幹放送局のうち法第六条第二項に規定する特定地上基幹放送局(放送試験業務を行うものに限る。)をいう。

〔三の三〕二十九 同上

2 前項各号に規定するものの外、無線局の種別を別に定めることがある。

(間接に占められる議決権の割合)

第六条の三の二 法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号イに掲げる者(以下この条において「外国法人等」という。)について、基幹放送局の免許人(免許を受けようとする者を含む。以下この条において「放送局免許人等」という。)の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ロに掲げる者(当該放送局免許人等をその子会社とする認定放送持株会社(放送法第二十七号に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。)が直接占める放送局免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合(十分の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める放送局免許人等の議決権の割合とする。

〔2〕同上

3 一の外国法人等が放送局免許人等の議決権を有する二以上の法人(当該放送局免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。)又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合を用いて前二項の規定により計算した結果が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該計算した結果を間接に占められる議決権の割合とする。

4 放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等(議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項において同じ。)とする一の外国法人等がある場合(当該一の外国法人等の子会社等が、放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又

は団体でない場合であつて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を含む。は、当該地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。

5 放送法第百十六條第一項に規定する基幹放送事業者（同法第二條第二十三號の基幹放送事業者をいう。以下同じ。）（特定地上基幹放送事業者に限る。）である地上基幹放送局免許人等が、同法第百十六條第一項若しくは第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同條第四項に規定する株式会社である特定地上基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体（地上基幹放送局免許人等の議決権の十分の一以上を占める者（当該地上基幹放送局免許人等とその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。次項において同じ。）に対し、書面又は電子情報処理組織（地上基幹放送局免許人等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送局免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

6 放送法第百二十五條第一項第三号に規定する地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者（同法第二條第二十四號の基幹放送局提供事業者をいう。以下同じ。）である地上基幹放送局免許人等が、同法第百二十五條第一項若しくは第二項において準用する同法第百十六條第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同法第百二十五條第二項において準用する同法第百十六條第四項に規定する株式会社である地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体に対し、書面又は電子情報処理組織の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送局免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

7 地上基幹放送局免許人等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

（公示する期間内に申請することを要しない無線局）
第六條の四 法第六條第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

一五 略

六 コミュニティ放送（放送法第九十三條第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局

つて、当該子会社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該放送免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有するときは含む。は、当該放送免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。

5 放送法第百十六條第一項に規定する基幹放送事業者（放送法第二條第二十三號の基幹放送事業者をいう。以下同じ。）（特定地上基幹放送事業者に限る。）である放送免許人等が、同項若しくは同法第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同法第四項に規定する株式会社である特定地上基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体（放送免許人等の議決権の十分の一以上を占める者（当該放送免許人等とその子会社とする認定放送持株会社を除く。）に限る。次項において同じ。）に対し、書面又は電子情報処理組織（放送免許人等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

6 放送法第百二十五條第一項第二号に規定する地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者（放送法第二條第二十四號の基幹放送局提供事業者をいう。以下同じ。）である放送免許人等が、同項若しくは同法第百二十五條第二項において準用する同法第百十六條第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同法第百二十五條第二項において準用する同法第百十六條第四項に規定する株式会社である地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、放送免許人等の議決権を有する法人又は団体に対し、書面又は電子情報処理組織の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの放送免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。

7 放送免許人等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

（公示する期間内に申請することを要しない無線局）
第六條の四 法第六條第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

一五 同上

六 コミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）十のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）を行う基幹放送局

〔七〇十 略〕

(許可を要しない工事設計の変更等)

第十条 〔略〕

〔2 略〕

3 法第九條第四項及び第十七條第一項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。

(開設計画の認定の公示)

第十一条の十 〔略〕

〔削る〕

2 総務大臣は、前項第一号に掲げる事項について法第二十七條の十五第五項の規定による届出があつたときは、その旨を公示する。

(開設計画の認定の取消猶予の勘案事項)

第十一条の十一 法第二十七條の十六第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第五條第一項第四号に該当することとならないようにするために必要な期間

二 法第五條第一項第四号に該当することとなつた認定開設者において、過去に法第二十七條の十六第二項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととされたことがあるか否かの別

(無線局の免許の取消猶予の勘案事項)

第四十二條の二 法第七十五條第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第五條第一項第四号又は第四項第一号若しくは第三号に該当することとならないようにするために必要な期間

二 法第五條第一項第四号又は第四項第一号若しくは第三号に該当することとなつた免許人において、過去に法第七十五條第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととされたことがあるか否かの別

第四十二條の三 〔略〕

(電波の発射の防止)

第四十二條の四 〔略〕

(報告等)

第四十二條の五 〔略〕

第四十二條の六 法第八十條の二の総務省令で定めるものは、日本放送協会とする。

第四十二條の七 法第八十條の二の規定による報告は、別表第五号の四の様式により作成し、毎事業年度経過後三月以内に、当該様式による報告書一通及びその写し二通を当該報告を行う基幹放送局の免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。

第四十二條の八 法第八十條の二の総務省令で定める期間は、免許人の事業年度とする。

〔七〇十 同上〕

(許可を要しない工事設計の変更等)

第十条 〔同上〕

〔2 同上〕

3 法第九條第五項及び第十七條第二項の規定により変更の許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、別表第一号の四のとおりとする。

(開設計画の認定の公示)

第十一条の十 〔同上〕

〔削る〕

2 認定開設者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を届け出なければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第四十二条の九 法第八十条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 外国人等直接保有議決権割合（法第五條第四項第三号に規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下同じ。）又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合（同号に規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。）とを合計した割合（別表第五号の四において「外国人等保有議決権割合」という。）に変更がない場合であつて、免許規則別表第二号第一の注31に基づき添付する議決権の総数又は外資議決権比率に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容（法第九條第五項又は法第十七條第二項の規定により変更の届出を行っているものを除く。）

二 過去五年以内に法第七十五條第二項の規定により免許を取り消さないこととされた基幹放送局にあつては、法第五條第一項第四号又は第四項第一号若しくは第三号に再び該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

（記載事項等の変更）

第四十三条 略

2～4 略

5 前各項の規定による届出書の様式は、別表第五号の五のとおりとする。

6～8 略

（事業計画の変更等）

第四十三条の二 基幹放送局の免許人は、法第九條第五項又は法第十七條第二項の規定により法第六條第二項第四号に規定する事業計画の変更を届け出るときは、別表第五号の六の様式によつて行うものとする。

2 略

3 前項の規定により報告するときは、別表第五号の七の様式によつて行うものとする。

4 略

（非常局の無線設備の機能試験の免除）

第四十三条の三 運用規則第九條ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の八の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

2 略

（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）

第四十三条の六 略

2 前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の九の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。

3～7 略

別表第一号 呼出符号又は呼出名称指定申請書の様式（第六條の二の二第一項関係）

長 略

申請者（注1）	住所
氏名又は名称	

〔新設〕

（記載事項等の変更）

第四十三条 同上

2～4 同上

5 前各項の規定による届出書の様式は、別表第五号の四のとおりとする。

6～8 同上

（事業計画の変更等）

第四十三条の二 基幹放送局の免許人は、法第六條第二項第四号に規定する事業計画に変更があつたときは、別に告示するところにより、総務大臣に届け出なければならない。

2 同上

3 第一項の規定により届け出るときは、別表第五号の五の様式によつて行うものとし、第二項の規定により報告するときは、別表第五号の六の様式によつて行うものとする。

4 同上

（非常局の無線設備の機能試験の免除）

第四十三条の三 運用規則第九條ただし書の規定により、非常局の無線設備の機能試験の免除を受けようとする免許人は、別表第五号の七の様式による申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

2 同上

（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等）

第四十三条の六 同上

2 前項の確認を受けようとする者は、別表第五号の八の様式による申請書を所轄総合通信局長に提出しなければならない。

3～7 同上

別表第一号 同左

長 同左

申請者	住所（注1）
氏名（注2）	

法人番号
代表者氏名

種別 (注2)	
[略]	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

注1 申請者の欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
 - (2) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。
 - (3) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 【削る】

2 [略]

別表第二号のこの四（第11条の2の4第2項関係）

収入印紙貼付欄

(収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、請求書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入してください。)

【略】

請求者 (注1)

住 所	
氏名又は名称	
法 人 番 号	
代 表 者 氏 名	

【略】
注1 請求者の欄の記載は、次によること。

(1)～(4) 略]

(5) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識

[同左]

種別 (注3)	
[同左]	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

注1 法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

2 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

3 [同左]

別表第二号のこの四（第11条の2の4第2項関係）

[同左]

収 入	
印 紙	

【同左】

請求者 (注1)

住 所	
氏 名	
代 表 者 氏 名	

【同左】
注1 [同左]

(1)～(4) 同左]

[新設]

別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

〔2～6 略〕

別表第二号のこの五（第11条の2の4第2項関係）

〔略〕

収入印紙貼付欄

（収入印紙を必要額を超えて貼っている場合は、請求書の空白に「過納承諾氏名」のように記入してください。）

〔略〕

請求者（注1）
住 所
氏名又は名称
法 人 番 号
代 表 者 氏 名

〔略〕

注1 請求者の欄の記載は、次によること。

〔1)～(4) 略〕

〔5〕 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

〔2～4 略〕

別表第二号のこの二 開設指針の制定の申出の様式（第21条の2関係）

〔略〕

申 出 人（注1）
住 所
氏名又は名称
法 人 番 号
代 表 者 氏 名

〔略〕

注1 申出人の欄の記載は、次によること。

〔1)～(3) 略〕

〔4〕 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

〔2～6 同左〕

別表第二号のこの五（第11条の2の4第2項関係）

〔同左〕

収	入
印	紙

〔同左〕

請求者（注1）
住 氏 所 名
代 表 者 氏 名

〔同左〕

注1 〔同左〕

〔1)～(4) 同左〕

〔新設〕

〔2～4 同左〕

別表第二号のこの二 〔同左〕

〔同左〕

申 出 人（注1）
住 氏 所 名
代 表 者 氏 名

〔同左〕

注1 〔同左〕

〔1)～(3) 同左〕

〔新設〕

と。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

〔2～4 略〕

別表第二号の六 無線設備の技術基準の策定等の申出の様式（第32条の9の2及び第45条の2の2関係）

長 短 辺

〔略〕

申 出 人 住 所 氏 名 又 は 名 称 法 人 番 号 代 表 者 氏 名

（日本産業規格A列4番）

注 1 申出人の欄の記載は、次によること。

〔1〕～〔3〕 略〕

〔4〕 法人番号については、法人又は団体の場合に限る、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

〔2～6 略〕

別表第三号 無線従事者選解任届の様式（第34条の4関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長 短 辺

〔略〕

住 所 氏 名 又 は 名 称 法 人 番 号

（日本産業規格A列4番）

〔注 1・2 略〕

3 法人番号については、法人又は団体の場合に限る、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4 〔略〕

5 〔略〕

6 〔略〕

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の5関係）

長 短 辺

〔略〕

免 許 人

〔2～4 同左〕

別表第二号の六 〔同左〕

長 短 辺

〔同左〕

申 出 人 住 所 氏 名 代 表 者 氏 名

（日本産業規格A列4番）

注 1 〔同左〕

〔1〕～〔3〕 同左〕

〔新設〕

〔2～6 同左〕

別表第三号 〔同左〕

長 短 辺

〔同左〕

住 所 氏 名 又 は 名 称

（日本産業規格A列4番）

〔注 1・2 同左〕

〔新設〕

3 〔同左〕

4 〔同左〕

5 〔同左〕

別表第五号の二 〔同左〕

長 短 辺

〔同左〕

免 許 人 の 氏 名 又 は 名 称

氏名又は名称
法人番号

[略]

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

[注 1 略]

2 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3～7 [略]

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式 (第 41 条の 6 関係) (総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

[略]

免許人 (予備免許を受けたものを含む。)

氏名又は名称

法人番号

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

[注 1 略]

2 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

3～8 [略]

別表第五号の四 (第 42 条の 7 関係)

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

法人番号

(注 1)

電波法第 80 条の 2 の規定により、年 月 日から 年 月 日までの外国人等による議

[同左]

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

[注 1 同左]

[新設]

2～6 [同左]

別表第五号の三 [同左]

[同左]

免許人 (予備免許を受けたものを含む。) の氏名又は名称

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

[注 1 同左]

[新設]

2～7 [同左]

[新設]

決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況			
変更の届出を要しなかった外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更 (注2)	変更年月日	変更前	変更後
		%	%
外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更 (注3)	変更年月日		
再発を防止するために講じた措置の実施状況 (注4)			

(注1) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注2) 記載の事業年度に係る法第9条第5項第2号括弧書又は法第17条第2項第2号括弧書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること (例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、変更内容を証するものとして、免許規則別表第2号第1の注31に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所には※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

(注3) 記載の事業年度に係る外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、免許規則別表第2号第1の注31に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所には※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

(注4) 過去5年以内に法第75条第2項の規定により免許を取り消さないこととされた基準放送局に限る。

(注5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別表第五号の五 記載事項等の変更届出書の様式 (第43条第5項関係) (総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

【略】

1 届出者 (注3) 住所 都道府県一市区町村コード []

別表第五号の四 【同左】

【同左】

1 住所 【同左】 都道府県一市区町村コード []

2 提出書類 (注3) (注4)

- 変更後の定款又は寄附行為 [上記1(1)関係]
- 免許規則第4条第2項に規定する無線局事項書の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所
に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの [上記1(2)～(6)関係]
- 新たに選任された役員等の履歴書 [上記1(3)関係]

□4月又は10月の週間番組表 [上記1(7)関係]

□変更事項について新旧を対比したもの [上記1(8)・(9)関係]

注1 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 放送番組の編集の基準 放送番組の編集に関する基本計画及び放送番組の審議機関に関
する事項については、放送法第175条の規定に基づき放送法施行令(昭和25年政令第163号
)第8条に定める事項として提出する場合は、本件事業計画の変更の届出としての提出を
要さない。

別表第五号の七 基幹放送局事業収支結果報告書の様式(第43条の2第3項関係) (総務大臣が
この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)
[略]

住所
氏名又は名称
法人番号(注1)
代表者氏名(注2)

電波法施行規則第43条の2第2項の規定により、(注3)の放送事業収支結果について、別紙
のとおり届け出ます。

[略]

注1 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別
するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

2 [略]

3 [略]

別表第五号の八 非常局の無線設備の機能試験の免除申請書の様式(第43条の3第1項関係) (総務大臣又は
総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによること
ができる。)
[略]

1 申請者(注2)

□(10) その他の事項
2 提出書類 (注2) (注3)

- 変更後の定款又は寄附行為 [上記1(1)関係]
- 免許規則第4条第2項に規定する無線局事項書の様式に変更後の現状を記載し、変更箇所
に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載したもの [上記1(2)～(6)関係]
- 新たに選任された役員等の履歴書 [上記1(3)関係]

□4月又は10月の週間番組表 [上記1(7)関係]

□変更事項について新旧を対比したもの [上記1(8)～(10)関係]

[新設]

注1 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

[新設]

別表第五号の六 [同左]

[同左]

住所
氏名又は名称
代表者氏名(注1)

電波法施行規則第43条の2第2項の規定により、(注2)の放送事業収支結果について、別紙
のとおり届け出ます。

[同左]

[新設]

注1 [同左]

2 [同左]

別表第五号の七 [同左]

[同左]

1 [同左]

住所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

〔2・3 略〕

〔注1 略〕

2 1の欄は、次によること。

〔(1)～(4) 略〕

〔5〕 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

〔3～5 略〕

別表第五号の九 監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式（第43条の6第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔略〕

申請者（注2）	郵便番号
住所	氏名又は名称
氏名又は名称	法人番号
代表者氏名	代表者氏名

〔略〕

〔短辺〕（日本産業規格A列4番）

〔注1 略〕

2 申請者の欄の記載は、次によること。

〔1〕 代理人による申請の場合は、申請を行う表示者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

〔2〕 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

〔3～7 略〕

別表第十一号（第51条の10関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

住所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

〔2・3 同左〕

〔注1 同左〕

2 〔同左〕

〔(1)～(4) 同左〕

〔新設〕

〔3～5 同左〕

別表第五号の八 〔同左〕

〔同左〕

申請者（注2）	郵便番号
住所	氏名又は名称
氏名又は名称	代表者氏名

〔同左〕

〔短辺〕

〔注1 同左〕

2 代理人による申請の場合は、申請を行う表示者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

〔3～7 同左〕

別表第十一号（第51条の10関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長 辺	[略]	短 辺
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 届出者（注2） 郵便番号 住 所 氏名又は名称 法人番号 </div>		
(日本産業規格A列4番)		

[注1 略]

2 届出者の欄の記載は、次によること。

① 代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

② 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[3～5 略]

別表第十一号の二（第51条の10の2の4、第51条の10の2の8関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長 辺	[略]	短 辺
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 届出者（注2） 郵便番号 住 所 氏名又は名称 法人番号 </div>		
(日本産業規格A列4番)		

[注1 略]

2 届出者の欄の記載は、次によること。

① 代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

② 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[3～9 略]

別表第十一号の三（第51条の10の3関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長 辺	[略]	短 辺
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 届出者（注2） 郵便番号 住 所 氏名又は名称 </div>		

長 辺	[同左]	短 辺
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 届出者（注2） 郵便番号 住 所 氏名又は名称 </div>		
(日本産業規格A列4番)		

[注1 同左]

2 代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

[3～5 同左]

別表第十一号の二（第51条の10の2の4、第51条の10の2の8関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長 辺	[同左]	短 辺
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 届出者（注2） 郵便番号 住 所 氏名又は名称 </div>		
(日本産業規格A列4番)		

[注1 同左]

2 代理人による届出の場合は、届出を行う包括免許人に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

[3～9 同左]

別表第十一号の三（第51条の10の3関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

長 辺	[同左]	短 辺
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 届出者（注2） 郵便番号 住 所 氏名（法人に </div>		

法人番号
代表者氏名

短 辺 (日本産業規格A列4番)

【注1 略】

2 届出者の欄の記載は、次によること。

1 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

2 代理人による届出の場合は、届出を行う特定免許等不要局を開設した者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

3 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

別表第十一号の四（第51条の10の4関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

届出者（注2） 郵便番号
住 所
氏名又は名称
法人番号
代表者氏名

短 辺 (日本産業規格A列4番)

【注1 略】

2 届出者の欄の記載は、次によること。

1 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

2 代理人による届出の場合は、届出を行う表示者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

3 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

別表第十二号（第51条の11関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

請求者（注2） 郵便番号

あつては、そ
の名称及び代
表者の氏名)

短 辺 (日本産業規格A列4番)

【注1 同左】

2 代理人による届出の場合は、届出を行う特定免許等不要局を開設した者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

別表第十一号の四（第51条の10の4関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

届出者（注2） 郵便番号
住 所
氏名（法人に
あつては、そ
の名称及び代
表者の氏名)

短 辺 (日本産業規格A列4番)

【注1 同左】

2 代理人による届出の場合は、届出を行う表示者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

別表第十二号（第51条の11関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

請求者（注2） 郵便番号

住所
氏名又は名称
法人番号

(日本産業規格A列4番)

【注1 略】

2 請求者の欄の記載は、次によること。

- ① 代理人による還付請求書の提出の場合、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。
- ② 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

【3・4 略】

別表第十二号の二（第51条の11の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

申請者（注2） 郵便番号
住所
氏名又は名称
法人番号

(日本産業規格A列4番)

【注1 略】

2 申請者の欄の記載は、次によること。

- ① 代理人による提出の場合、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。
- ② 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

別表第十二号の三（第51条の11の2の8関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

届出者（注2） 郵便番号

住所
氏名又は名称
法人番号

(日本産業規格A列4番)

【略】

住所
氏名又は名称

(日本産業規格A列4番)

【注1 同左】

- 2 代理人による還付請求書の提出の場合、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

【3・4 同左】

別表第十二号の二（第51条の11の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

申請者（注2） 郵便番号
住所
氏名又は名称

(日本産業規格A列4番)

【注1 同左】

- 2 代理人による提出の場合、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

別表第十二号の三（第51条の11の2の8関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

届出者（注2） 郵便番号

住所
氏名又は名称

(日本産業規格A列4番)

【同左】

[注 1 略]

2 届出者の欄の記載は、次によること。

- ① 代理人による届出の場合は、届出を行う表示者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。
- ② 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

別表第十二号の四（第 51 条の 11 の 2 の 9 関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[略]

請求者（注 2） 郵便番号
住 所
氏名又は名称
法人番号

（日本産業規格 A 列 4 番）

[注 1 略]

2 請求者の欄の記載は、次によること。

- ① 代理人による還付請求書の提出の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。
- ② 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[3 ・ 4 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記でもある。

[注 1 同左]

2 代理人による届出の場合は、届出を行う表示者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

別表第十二号の四（第 51 条の 11 の 2 の 9 関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[同左]

請求者（注 2） 郵便番号
住 所
氏名又は名称

（日本産業規格 A 列 4 番）

[注 1 同左]

2 代理人による還付請求書の提出の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

[3 ・ 4 同左]

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章〕第三章 略

第四章 特定基地局の開設計画の認定の手続（第二十五条の四―第二十五条の八の二）

〔第五章〕第八章 略

附則

（免許の単位）

第二条 「略」

〔2〕4 略

5 基幹放送局（基幹放送（法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。）を行う実用化試験局を含む。以下同じ。）の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一ごと（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。）に行わなければならない。

〔一〕5 略

六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）、コミュニティ放送（放送法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。以下同じ。）、外国語放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）十の外国語放送をいう。）、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分

〔6〕9 略

（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条 次の各号に該当する場合は、申請書又は届出書に第四条第二項の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

〔一〕二 略

三 法第九条第四項の規定により無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可を受けようとする場合

〔四〕五 略

〔2〕5 略

（届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更）

第十二条の二 法第九条第五項第一号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 変更前の法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者の役員に占める割合が百分の三

目次

〔第一章〕第三章 同上

第四章 特定基地局の開設計画の認定の手続（第二十五条の四―第二十五条の八）

〔第五章〕第八章 同上

附則

（免許の単位）

第二条 「同上」

〔2〕4 同上

5 「同上」

〔一〕5 同上
六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）、コミュニティ放送（放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）別表第五号（注）十のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）、外国語放送（同表（注）十一の外国語放送をいう。）、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分

〔6〕9 同上

（工事設計等の変更の申請及び届出）

第十二条 「同上」

〔一〕二 同上
三 法第九条第四項の規定により無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可を受けようとする場合

〔四〕五 同上

〔2〕5 同上

〔新設〕

- 十未満である者 変更後の法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者の役員に占める割合が百分の三十未満であるもの
- 二 変更前の外国人等直接保有議決権割合（法第五条第四項第三号に規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下同じ。）が百分の三十未満である者 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十未満であるもの
- 三 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満である者 変更前の外国人等直接保有議決権割合と変更後の外国人等直接保有議決権割合との差が千分の一未満のものであつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満であるもの
- 2| 法第九条第五項第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる基幹放送局の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局 次ノイからヘまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからヘまでに定めるもの
- イ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満である場合 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満であるもの
- ロ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの
- ハ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等直接保有議決権割合に関して、放送法第十六条第一項、第二項（第二百二十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第二百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。） 外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の五未満であるもの
- ニ 変更前の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合（法第五条第四項第三号に規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。以下同じ。）とを合計した割合（以下「外国人等保有議決権割合」という。）が百分の五未満である場合 変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五未満であるもの
- ホ 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの
- ヘ 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合（変更前の外国人等保有議決権割合に関して、放送法第十六条第一項、第二項（第二百二十五条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は同法第十六条第四項（第二百二十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第十六条第四項に規定する

特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。) 外国人等保有議決権割合が減少したも又は外国人等保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの

二 受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるもの

イ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満である場合 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満であるもの

ロ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満である場合 外国人等直接保有議決権割合が減少したも又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満であるもの

ハ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上である場合(変更前の外国人等直接保有議決権割合に関して、放送法第二百二十五条第一項又は第二項において準用する同法第二百六条第二項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。) 外国人等直接保有議決権割合が減少したも又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上百分の一未満であるもの

3 前項の規定にかかわらず、基幹放送局が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更の際して、放送法第二百六条第一項、第二項(第二百二十五条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第二百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は同法第二百六条第四項(第二百二十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、法第二百六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第九條第五項に規定する変更の届出を要するものとする。

4 前三項の規定は、法第十七條第二項各号の総務省令で定める変更について準用する。この場合において、これらの規定中「第九條第五項」とあるのは「第十七條第二項」と読み替えるものとする。

(記載事項の省略)

第十五条 「略」

〔2 略〕

3 法第六條第二項に規定する事業計画、事業収支見積り(協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。以下この項において同じ。)、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所(人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。)が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、事業計画、事業収支見積り、放送区域、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要、特定役員の氏名若しくは名称、外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載

(記載事項の省略)

第十五条 「同上」

〔2 同上〕

3 法第六條第二項に規定する事業計画、事業収支見積り(協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。以下この項において同じ。)、放送区域及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所(人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。)が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、事業計画、事業収支見積り、放送区域又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

〔4 略〕

(認定の申請)

第二十五条の四 法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

〔削る〕

〔削る〕

2 法第二十七条の十四第一項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局を開設しようとする法人又は団体にあつては、その代表者の氏名又は名称

二 当該開設計画に対応する開設指針が示された告示の件名及び告示番号

3 略

4 略

(認定等の拒否の通知)

第二十五条の六 略

2 前項の規定は、次条及び第二十五条の八の二の規定に基づく認定等の申請に準用する。

(開設計画の変更等の申請)

第二十五条の七 略

〔2・3 略〕

4 法第二十七条の十五第五項の規定により変更の届出をしようとするときは、当該変更の具体的内容を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。この場合において、法第二十七条の十四第一項第二号に規定する事項を変更するときは、変更内容を証するものとして別表第八号注5又は注6に規定する様式を添付すること。

5 前四項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。

(認定開設計画の申請事項に係る届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更)

第二十五条の八 法第二十七条の十五第五項第一号の総務省令で定める変更は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満である場合 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満であるもの

二 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満である場合 外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満であるもの

三 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上である場合 外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満であるもの

〔4 同上〕

(認定の申請)

第二十五条の四 法第二十七条の十四第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 該当する開設指針が示された告示の件名及び告示番号

〔新設〕

〔新設〕

2 同上

3 同上

(認定等の拒否の通知)

第二十五条の六 同上

2 前項の規定は、次条及び第二十五条の八の規定に基づく認定等の申請に準用する。

(開設計画の変更等の申請)

第二十五条の七 同上

〔2・3 同上〕

〔新設〕

4 前三項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

2| 法第二十七條の十五第五項第一号の総務省令で定める軽微な変更は、第二十五條の四第二項各号に掲げる事項の変更とする。

(合併等に関する規定の準用)

第二十五條の八の二 [略]

(合併等に関する規定の準用)

第二十五條の八 [同上]

別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式（第3条第2項及び第16条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによること
ができる。）

【略】

1 申請者（注5）

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【2～5 略】

【注1 略】

2 収入印紙については、次によること。

【(1)～(3) 略】

【(4) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

【3・4 略】

5 1の欄は、次によること。

【(1)～(4) 略】

【(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

6 2の欄は、法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種類が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限って記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分履歴等の欄に限って記載すること。

別表第一号 【同左】

【同左】

1 【同左】

住 所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

【2～5 同左】

【注1 同左】

2 【同左】

【(1)～(3) 同左】

【新設】

【3・4 同左】

5 【同左】

【(1)～(4) 同左】

【新設】

6 2の欄は、次によること。

【(1) 法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種類が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。基幹放送（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送を除く。以下この注において同じ。）をする無線局以外の無線局については、一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄の記載は要しない。また、基幹放送をする無線局については、外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分履歴等の欄に限って記載すること。

【(2) 外国性の有無の欄に記載をした場合は、議決権の数等を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること

(衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をする無線局を除く。)

[7～12 同左]

別表第一号の二 [同左]

[同左]

1 [同左]

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

[2～5 同左]

[注1 同左]

2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

[3・4 同左]

5 [同左]

[1)～(4) 同左]

[新設]

[6～10 同左]

別表第一号の三 [同左]

[同左]

1 [同左]

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
----	-----------------------------

[7～12 略]

別表第一号の二 特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式(第20条の5第2項及び第20条の8第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

[略]

1 申請者(注5)

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

[2～5 略]

[注1 略]

2 収入印紙については、次によること。

1 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

2 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

[3・4 略]

5 1の欄は、次によること。

[1)～(4) 略]

5 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[6～10 略]

別表第一号の三 無線局の登録申請書及び再登録申請書の様式(第25条の10第1項及び第25条の14第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

[略]

1 申請者(注5)

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
----	-----------------------------

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【2～5 略】

【注 1 略】

2 収入印紙については、次によること。

① 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格 A 列 4 番の用紙に貼付すること。

② 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

【3・4 略】

5 1 の欄は、次によること。

【(1)～(4) 略】

⑤ 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

【6～12 略】

別表第一号の四 無線局の包括登録申請書及び包括再登録申請書の様式（第 25 条の 17 第 1 項及び第 25 条の 19 第 2 項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】

1 申請者（注 5）

住所	都道府県一市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【2～5 略】

【注 1 略】

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【2～5 同左】

【注 1 同左】

2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格 A 列 4 番の用紙に貼付すること。

【3・4 同左】

5 【同左】

【(1)～(4) 同左】

【新設】

【6～12 同左】

別表第一号の四 【同左】

【同左】

1 【同左】

住所	都道府県一市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【2～5 同左】

【注 1 同左】

2 収入印紙については、次によること。

(1) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格 A 列 4 番の用紙に貼付すること。

(2) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

[3・4 略]

5 1 の欄は、次によること。

[(1)～(4) 略]

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[6～10 略]

2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格 A 列 4 番の用紙に貼付すること。

[3・4 同左]

5 [同左]

[(1)～(4) 同左]

[新設]

[6～10 同左]

別表第二号第1 基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔1枚目～5枚目 略〕

6枚目

無線局の区別	30	
通信事項コード	31	
通信の相手方	32	
特定役員の氏名又は名称	33	
外国人等直接保有議決権割合	34	%
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合	35	%

短 辺 (日本産業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 (注1) 12 13 14 15 16 17 18 (注2) 19 20 (注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注3) 31 (注3) 32 (注3) 33 34 35 (注4)	(注1) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注3) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 (注4) 受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ

別表第二号第1 [同左]

〔1枚目～5枚目 同左〕

6枚目

無線局の区別	30	
通信事項コード	31	
通信の相手方	32	

短 辺 (日本産業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 (注1) 12 13 14 15 16 17 18 (注2) 19 20 (注2) 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注3) 31 (注3) 32 (注3)	(注1) 特定地上基幹放送局等の場合に限る。 (注2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局の場合に限る。 (注3) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

る。

[2～22 略]

23 [略]

[表略]

[1]・(2) 略]

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率 (%)	備考
--------	----	----	----------------------	----

(注1) 議決権 (株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。) の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者 (株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員 (以下この別表において「社員又は理事等」という。)) について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1) によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、その旨を併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何種(何)専務 (常) 」、 「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- ① 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- ② 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- ③ 出資の予定のものについてはその旨

る。

[2～22 同左]

23 [同左]

[表同左]

[1]・(2) 同左]

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

発行済株式	区分		株式数 (株)	議決権の数 (個)
	完全議決権株式	議決権制限株式		
(A)	自己保有株式(D)			
	相互保有株式(E)			
(A)	特定外国株式等(F)			
	その他(G)			
総数(H)	単元未満株式(H)			
備考	1 単元の株式数			

(注1) 最近日現在の議決権 (株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。) の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式 (同法第189条第1項に定める単元株式数に満たない数の株式 (以下この別表において「単元未満株式」という。)) を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4) (C)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式 (単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5) (D)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式 (単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。) のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式 (以下この別表において「自己保有株式」という。) の総数を記載すること。

(注6) (E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則 (平成18年法務省令第12号) 第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営

を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

(注7) (F)の欄は、放送法第125条第1項又は同条第2項において準用する同法第116条第2項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同法第116条第1項又は同条第2項）の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式及び同法第125条第2項において準用する同法第116条第4項（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同法第116条第4項）の規定により議決権を有しないこととなる株式（以下この別表において「特定外国株式等」という。）の数を種類ごとに記載すること。

(注8) (G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (H)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) (I)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(注12) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（ウ)において同じ。）。

イ 主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備考

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者（株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員（以下この別表において「社員又は理事等」という。））について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)代専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法

人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

- (注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- (7) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
 - (4) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
 - (5) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
 - (6) 出資予定のものについてはその旨
 - ウ 外資議決権比率に関する事項

(7) 申請者が上場会社等以外である場合

区分	氏名又は住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	(D) / 議決権の総数(%) (E)	日本法人の議決権を有する外国法人等		(E) / 日本法人の議決権の比率(%) (H)	(E) × (1 - (G)) (%) (I)	日本の国籍の確認方法
						氏名又は住所(F)	日本法人の議決権に対する議決権の比率(%) (G)			
日本の国籍を有する者 (1)										
議決権の総数の10分の1以上を占める者 (K)										
議決権の総数の10分の1未満を占める者 (L)										
合計										

(注1) 上場会社等とは、金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして放送法施行規則第128条（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、同令第87条）で定める株式を發行している会社をいう（(イ)において同じ。）。

(注2) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう（(イ)において同じ。）。

- (注3) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること（(イ)において同じ。）。
- (注4) (A)の欄は、イの(注5)に進じて記載すること。
- (注5) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。
- (注6) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注7) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アの(C)の議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注8) (E)の欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するウの(ア)の(D)の比率を記載すること。
- (注9) (F)及び(G)の欄は、(H)の比率を合算した比率がなお5分の4を上回らない場合に次のとおり記載すること。(H)の比率を合算した比率に(1)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が5分の4を上回れば、それ以上については記載を要しない。
- (7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等について記載すること。当該日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- (4) (7)によつてもなお(H)の比率を合算した比率に(1)の比率を合算した比率を加えて計算した比率が5分の4を上回らない場合には、一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該外国法人等が占める日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合の当該外国法人等について記載すること。
- (注10) (1)の欄は、1から(G)の比率を減じて計算した比率に(E)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- (7) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(1)に0と記載すること。
- (4) 一の日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、1から当該一の日本法人に係る(G)の比率を合算した比率を減じて計算した比率に(E)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該外国法人等のうちいずれかの者が当該日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、0と記載すること。
- (注11) (E)及び(G)から(1)までの欄は、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。

(注12) 備考の欄は、イの(注7) (i)、(ii)及び(iii)に準じて記載すること。また、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。日本法人にあつては、これらに加えて(iii)の比率の確認方法を記載すること。

(注13) (i)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注14) (ix)及び(x)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。

(注15) (c)及び(d)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(4) 申請者が上場会社等である場合

区分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	① / 議決権の総数(%) (E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		② / 外資系日本法人の議決権の総数に対する比率(%) (H)	③ / ② × ①(%) (I)	備考
							氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する比率(%) (G)			
外国法人等											
外資系日本法人											
合計											

(注11) 外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体という。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第6条の3の2第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体に

いても記載すること。

(注2) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注3) (B)から(E)までの欄は、(7)の(注5)から(注8)までに準じて記載すること。

(注4) (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(4) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

(注5) (1)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(7) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗することなく、(E)の比率をそのまま(1)の欄に記載すること。

(4) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗することなく、(E)の比率をそのまま(1)の欄に記載すること。

(注6) (E)及び(G)から(1)までの欄は、(7)の(注11)に準じて記載すること。

(注7) 備考の欄は、イの(注7) (7)、(4)及び(8)に準じて記載すること。また、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

(注8) (1)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注9) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(4) 【同左】

【表同左】

(注1) 議決権の取扱いは、次のアからエまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

【表略】

(注1) 議決権の取扱いは、次のアからエまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする

。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

【イ～エ 略】

【（注2）・（注3） 略】

【5】 略】

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

フリガナ氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

【（注1）～（注5） 略】

【割る】

【（注6） 備考の欄は、次の事項を記載すること。

【ア 略】

【割る】

イ [略]

【（注7） 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

【（注8） 略】

【24～29 略】

30 33の欄は、次により記載すること。

【1】 法人又は団体の場合に限って記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、33の欄に外国人等により占められる役員割合を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）。

フリガナ氏名	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

。また、一の者が、未公開株式（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

【イ～エ 同左】

【（注2）・（注3） 同左】

【5】 同左】

(6) [同左]

フリガナ氏名	住所	役名	担当部門	兼職	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

【（注1）～（注5） 同左】

【（注6） 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

【（注7） [同左]

【ア 同左】

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ [同左]

【（注8） 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

【（注9） 同左】

【24～29 同左】

【新設】

(注 1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること。

(注 2) 特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号。以下「表現の自由享有基準」という。）第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

(注 3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

(注 4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注 5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注 6) 株主の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注 7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

31

(1) 法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること）。受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となるときは四捨五入をせず、3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）。

ア 議決権の総数

	区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)
発 行	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		

【新設】

株式	完全議決権株式	自己保有株式(D)			
	(A)	相互保有株式(E)			
		特定外国株式等(F)			
		その他(G)			
	単元未満株式(H)				
	総数(I)				
備考	1単元の株式数				

(注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含まれない。

(注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含まれる。

(注5) (D)の欄は、無議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を事実的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

(注7) (F)の欄は、放送法第116条第1項、第2項(第125条第2項において準用する場合を含む。)又は第125条第1項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同法第116条第4項(第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。

(注8) (G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主

について記載があるもの。) 、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。

(注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)

イ 外資議決権比率に関する事項

(7) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

区分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	(D) / 議決権の総数(%) (E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E) / 外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%) (H)	(E) × (G) / (H) (%) (I)	備考
							氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(%) (G)			
外国法人等	議決権の総数の100分の1以上を占める者										
外資系日本法人	議決権の総数の100分の1未満を占める者の合計(計者)(J)										
合計											

(注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいい(イ)において同じ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第6条の3の2第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体にについても記載すること。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は

社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること（(4)において同じ。）。

(注3) (A)の欄は、都道府県市区町村（外国法人等にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アの(C)の議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) (E)の欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するイの(7)の(D)の比率を記載すること。

(注8) (F)及び(G)の欄は、次の場合に記載すること。

(7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本人について、当該外資系日本人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。

(4) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本人が直接に占める申請者の議決権の割合（1000分の1以上であるものに限る。）に、当該一の外国法人等が占める外資系日本人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

(注9) (1)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(7) (B)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(H)の欄に記載すること。

(4) 外資系日本人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(H)の欄に記載すること。

(注10) (E)及び(F)から(1)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数

点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。）。

(注1) 備考の欄は、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(6)の比率の確認方法を記載すること。

(注12) (1)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注13) (C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(4) コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

区分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (C)	議決権の数 (D)	(D) / 議決権の総数 (%) (E)	備考
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者						
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計者)						
	合計 (F)						

(注1) (A)から(D)までの欄は、(7)の(注3)から(注6)までに準じて記載すること。

(注2) (E)の欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するイの(4)の(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合

算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。）。

〔注3〕 (D)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

〔注4〕 (D)及び(D)を記する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。))、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料を添付すること。

(2) 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

22 〔略〕

23 〔略〕

24 〔略〕

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

〔略〕

〔1枚目・2枚目 略〕
3枚目

18 無線局の区別			
	基本コード	付加コード	備考
19 移動範囲			

30 〔同左〕

31 〔同左〕

32 〔同左〕

別表第二号第2 〔同左〕

〔同左〕

〔1枚目・2枚目 同左〕
3枚目

18 無線局の区別			
	基本コード	付加コード	備考
19 移動範囲			

20 船舶又は航空機の所有者 (設置場所又は常置場所とする場合)	区分	<input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機
	所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()
21 議決権及び役員に関する事項	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 議決権に関する事項 <input type="checkbox"/> (2) 役員に関する事項	
22 備考		

短 辺 (日本産業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄										備 考					
1 免許の申請の場合	2	3	4 (注)	5	6	7						(注) 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を除く。				
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注1)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 17の欄に変更がある場合に限り。 (注3) 19の欄から22の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1	2	3	4	5	6	7	8								

[2～5 略]

6 5の欄は、次によること。

- (1) 法人、団体又は個人の区別により、該当する□にシ印を付けること。
- (2) 申請者が個人であつて、法第5条第2項各号のいずれにも該当しない無線局に係る申請を行う場合は、□にシ印を付けて、申請者が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

[7～20 略]

21 21の欄は、法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、

20 船舶又は航空機の所有者 (設置場所又は常置場所とする場合)	区分	<input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 航空機
	所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()
21 備考		

短 辺 (日本産業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄										備 考					
1 免許の申請の場合	2	3	4 (注)	5	6	7						(注) 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を除く。				
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注1)	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	(注1) 予備免許中の変更を除く。 (注2) 17の欄に変更がある場合に限り。 (注3) 19の欄から21の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1	2	3	4	5	6	7	8								

[2～5 同左]

6 5の欄は、法人、団体又は個人の区別により、該当する□にシ印を付けること。

- (1) 法人、団体又は個人の区別により、該当する□にシ印を付けること。
- (2) 申請者が個人であつて、法第5条第2項各号のいずれにも該当しない無線局に係る申請を行う場合は、□にシ印を付けて、申請者が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

[7～20 同左]

21 21の欄は、法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載することとし、

(別紙) の該当する□にシ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。

区 分	株式数 (株) / 議決権の数 (個)	比率 ^① (%)
発行済株式の総数 ^②		
議決権の総数 ^③		
日本の国籍を有する者 ^④		
日本法人 ^⑤		
外国法人等 ^⑥		

(注1) 最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。）の状況について記載すること。

(注2) ①の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) ②の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。

(注4) ③の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注5) ④の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体（国又は地方公共団体を含む。）を記載すること。

(注6) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注7) ⑤の欄は、④に記載した株式数又は議決権の数に対する④、⑤又は⑥の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注8) ⑥を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

ア 代表者				
フリガナ	住所	役名	日本の国籍の有無	備考
氏名			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(注1)	法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。			

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

(注3) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

イ 役員

役員の総数	名 ^㉒	(代表者	名、その他役員	名)
役員の総数のうち、日本の国籍を有しない者の人数	名 ^㉓			
外国人等役員比率	%	($\frac{\text{㉓}}{\text{㉒}}$)		

(注1) 外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注2) 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

22 22の欄は、次によること。
[1～16] 略]

23 [略]

24 [略]

25 [略]

別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[略]

[1枚目～2枚目 略]
3枚目

32	無線局の区別	
33	放送区域等	
34	無線設備の工事費	
35	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
36	放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲	
37	基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	

辺

長

21 21の欄は、次によること。
[1～16] 同左]

22 [同左]

23 [同左]

24 [同左]

別表第二号第5 [同左]

[同左]

[1枚目～2枚目 同左]
3枚目

32	無線局の区別	
33	放送区域等	
34	無線設備の工事費	
35	基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
36	放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲	
37	基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	

辺

長

38 事業計画等	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (6) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (7) 放送局設備供給業務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (8) 将来の事業予定 <input type="checkbox"/> (9) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (10) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績	
	39 外国人等により占められる役員の割合 %	
40 外国人等直接保有議決権割合 %		

短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

注 1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 (注 1) 13 (注 1) 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注 1) 31 32 33 (注 2) 34 (注 2) 35 (注 2) 36 (注 2) 37 (注 2) 38 (注 2) 39 40	(注 1) 衛星基幹放送局等の場合は、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をすする無線局の場合に限る。 (注 2) 衛星基幹放送局等の場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注 1) 2 3 4 5 6 7 14 17 (注 2) 18 (注 2) 32 (注 3) 38 (注 4)	(注 1) 子備免許中の変更を除く。 (注 2) 18 の欄から 31 の欄までに変更がある場合に限る。

38 事業計画等	(別紙) <input type="checkbox"/> (1) 経営形態及び資本又は出資の額 <input type="checkbox"/> (2) 事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 <input type="checkbox"/> (3) 主たる出資者及びその議決権の数 <input type="checkbox"/> (4) 役員に関する事項 <input type="checkbox"/> (5) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (6) 試験の方法及び具体的計画 <input type="checkbox"/> (7) 放送局設備供給業務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 <input type="checkbox"/> (8) 将来の事業予定 <input type="checkbox"/> (9) 事業収支見積り <input type="checkbox"/> (10) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
	短 辺 (日本産業規格 A 列 4 番)

注 1 【同左】

区 別	記 載 す る 欄	備 考
1 免許の申請の場合	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 (注 1) 13 (注 1) 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 (注 1) 31 32 33 (注 2) 34 (注 2) 35 (注 2) 36 (注 2) 37 (注 2) 38 (注 2)	(注 1) 衛星基幹放送局等の場合は、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をすする無線局の場合に限る。 (注 2) 衛星基幹放送局等の場合に限る。
2 変更の申請又は届出を行う場合	1 (注 1) 2 3 4 5 6 7 14 17 (注 2) 18 (注 2) 32 (注 3) 38 (注 4)	(注 1) 子備免許中の変更を除く。 (注 2) 18 の欄から 31 の欄までに変更がある場合に限る。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何種(イ)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(イ)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(イ) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(ロ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ハ) 出資の予定のものについてはその旨

(注3) (ロ)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4) (ロ)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5) (ロ)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (ロ)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を事実的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

(注7) (ロ)の欄は、放送法第125条第1項又は同条第2項において準用する同法第116条第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式(以下この別表において「特定外国株式」という。)の数を記載すること。

(注8) (ロ)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (ロ)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (イ)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) (イ)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(注12) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(ウにおいて同じ。)

イ 主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備考
--------	----	----	---------------------	----

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2) 設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- (7) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類
- (4) 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- (4) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- (4) 出資の予定のものについてはその旨

ウ 外資議決権比率に関する事項

(7) 申請者が上場会社等以外である場合

区分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (株) (C)	議決権の数 (割) (D)	(D) / 議決権の総数 (%) (E)	日本の国籍の確認方法	備考
日本の国籍を有する者 (F)								
日本法人 (G)								
合計								

(注1) 上場会社等とは、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして放送法施行規則第128条で定める株式を発行している会社をいう（(4)において同じ。）。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定め

がある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること(イ)において同じ。)

- (注3) (A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。
 - (注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。
 - (注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
 - (注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(D)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。
 - (注7) (E)の欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するウの(7)の(D)の比率を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。
 - (注8) 備考の欄は、イの(注7)(7)、(4)及び(ロ)に準じて記載すること。
 - (注9) (F)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。
 - (注10) (G)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。
 - (注11) (H)及び(イ)の欄は、(E)を合算した比率が3分の2を上回るまで記載すれば足り、それ以上については記載を要しない。
 - (注12) (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。
- (4) 申請者が上場会社等である場合

区分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	(D) / 議決権の総数(%) (E)	備考
外国人等							

合 計									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

〔注1〕 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

〔注2〕 (A)の欄は、イの〔注5〕に準じて記載すること。

〔注3〕 (B)から(E)までの欄は、(F)の〔注4〕から〔注7〕までに準じて記載すること。

〔注4〕 備考の欄は、イの〔注7〕(F)、(G)及び(D)に準じて記載すること。

〔注5〕 (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

〔注6〕 (C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住	所 役	名 担 当 部 門	兼	職	日 本 の 国 籍 の 有 無	備	考
氏 名						□有 □無		

〔(注1)～(注4) 同左〕

〔注5〕 日本の国籍の有無の欄は、代表者に該当する場合に記載すること。

〔注6〕 同左〕

〔ア 同左〕

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 同左〕

〔注7〕 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

〔注8〕 同左〕

〔新設〕

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住	所 役	名 担 当 部 門	兼	職	備	考
氏 名							

〔(注1)～(注4) 略〕

〔割る〕

〔注5〕 備考の欄は、次の事項を記載すること。

〔ア 略〕

〔割る〕

イ 略〕

〔注6〕 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

〔注7〕 略〕

40 39の欄は、法人又は団体の場合に限って記載することとし、次によること。

① 衛星基幹放送局等

小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

フリガナ	住	所 役	名 担 当 部 門	日 本 の 国 籍 の 有 無	備	考
氏 名						

の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

議決権の総数		区 分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	
発行済株式 (A)	無議決権株式(B)				
	議決権制限株式(C)				
	完全議決権株式	自己保有株式(D)			
		相互保有株式(E)			
		特定外国株式(F)			
		その他(G)			
単元未満株式(H)					
総数(I)					
備考	1 単元の株式数				

(注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

(注7) (F)の欄は、放送法第125条第1項又は第2項において準用する同法第116条第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式(以下この別

表において「特定外国株式」という。)の数を記載すること。

(注8) (a)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (b)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄に記載を要しない。

(注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)

イ 外資議決権比率に関する事項

区分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (C)	議決権の数 (個) (D)	D / 議決権の総数 (%) (E)	備考
外国人等							
合計							

(注1) 外国人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(Aの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の比率が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)

(注8) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

(注9) (G)及び(H)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(2) 人工衛星局及び宇宙局

法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。なお、申請者が国、地方公共団体(当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。)、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

ア 議決権に関する事項

区分	株式数(株) / 議決権の数(個)	比率(%)
発行済株式の総数 ^{イ)}		
議決権の総数 ^{ロ)}		
日本の国籍を有する者 ^{ハ)}		
日本法人 ^{ニ)}		
外国法人等 ^{ヒ)}		

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体に

あつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。)の状況について記載すること。

(注 2) Ⅲの欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注 3) Ⅳの欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。

(注 4) Ⅴの欄は、日本の国籍を有する者であつて法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注 5) Ⅵの欄は、法第 5 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者に該当しない法人又は団体（国又は地方公共団体を含む。）を記載すること。

(注 6) 外国法人等とは、法第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる者をいう。

(注 7) Ⅶの欄は、Ⅵに記載した株式数又は議決権の数に対する (i)、Ⅵ又は (ii) の比率を記載すること。この場合において、小数点第 2 位を四捨五入して小数点第 1 位まで記載すること。

(注 8) Ⅷを証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

42 [略]

43 [略]

44 [略]

40 [同左]

41 [同左]

42 [同左]

別表第三号 工事落成の期限の延長申請書の様式（第11条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】

1 申請者（注2）

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【2・3 略】

【注1 略】

2 1の欄は、次によること。

【(1)～(4) 略】

【5】 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

【3～5 略】

別表第三号の二 工事落成、設置場所変更又は変更工事完了に係る届出書の様式（第13条第2項及び第25条第5項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】

1 届出者（注4）

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【2・3 略】

【注1 略】

別表第三号 【同左】

【同左】

1 【同左】

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

【2・3 同左】

【注1 同左】

2 【同左】

【(1)～(4) 同左】

【新設】

【3～5 同左】

別表第三号の二 【同左】

【同左】

1 【同左】

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

【2・3 同左】

【注1 同左】

2 収入印紙については、次によること。

(1) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格 A 列 4 番の用紙に貼付すること。

(2) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、届出書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

[3 略]

4 1 の欄は、次によること。

[(1)～(4) 略]

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[5・6 略]

別表第三号の三 特定無線局の運用開始の期限の延長申請書の様式 (第 23 条の 2 第 2 項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

[略]

1 申請者 (注 2)

住所	都道府県一市区町村コード [干 (-)]
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

[2・3 略]

[注 1 略]

2 1 の欄は、次によること。

[(1)～(4) 略]

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[3～5 略]

別表第三号の四 無線局の運用開始等に係る届出書の様式 (第 24 条第 3 項関係) (総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

[略]

1 届出者 (注 3)

2 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格 A 列 4 番の用紙に貼付すること。

(1) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、届出書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

[3 同左]

[(1)～(4) 同左]

[新設]

[5・6 同左]

別表第三号の三 [同左]

[同左]

1 [同左]

住所	都道府県一市区町村コード [干 (-)]
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

[2・3 同左]

[注 1 同左]

2 [同左]

[(1)～(4) 同左]

[新設]

[3～5 同左]

別表第三号の四 [同左]

[同左]

1 [同左]

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (—))
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

[2・3 略]

[注1・2 略]

3 1の欄は、次によること。

[(1)~(4) 略]

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[4・5 略]

別表第三号の五 包括免許（施行規則第15条の2第2項第1号及び第3号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の2第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[略]

1 届出者（注3）

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (—))
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

[2・3 略]

[注1・2 略]

3 1の欄は、次によること。

[(1)~(3) 略]

(4) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別す

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (—))
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

[2・3 同左]

[注1・2 同左]

3 [同左]

[(1)~(4) 同左]

[新設]

[4・5 同左]

別表第三号の五 [同左]

[同左]

1 [同左]

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (—))
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

[2・3 同左]

[注1・2 同左]

3 [同左]

[(1)~(3) 同左]

[新設]

るための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

〔4～6 略〕

別表第三号の六 包括免許（施行規則第15条の2第2項第2号に掲げる無線局に係るものに限る。以下この別表において同じ。）に係る特定無線局の開設又は変更届出書の様式（第24条の2第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによること
ができる。）

〔略〕

1 届出者（注3）

住 所	都道府県一市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

〔2・3 略〕

〔注1・2 略〕

3 1の欄は、次によること。

〔1〕～〔3〕 略〕

〔4〕 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

〔4・5 略〕

別表第三号の七 登録局の開設又は変更届出書の様式（第25条の23第3項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによること
ができる。）

〔略〕

□電波法第27条の34の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け
出ます。
□電波法第27条の35の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のと
おり届け出ます。

（注2）

記

1 届出者（注3）

住 所	都道府県一市区町村コード []
-----	------------------

〔4～6 同左〕

別表第三号の六 〔同左〕

〔同左〕

1 〔同左〕

住 所	都道府県一市区町村コード []
	〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

〔2・3 同左〕

〔注1・2 同左〕

3 〔同左〕

〔1〕～〔3〕 同左〕

〔新設〕

〔4・5 同左〕

別表第三号の七 〔同左〕

〔同左〕

□電波法第27条の34の規定により、包括登録に係る無線局を開設したので、下記のとおり届け
出ます。
□電波法第27条の35の規定により、包括登録に係る無線局に係る事項を変更したので、下記のと
おり届け出ます。

記

1 届出者（注2）

住 所	都道府県一市区町村コード []
-----	------------------

	〒 ()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 包括登録に係る無線局の開設に係る事項 (注4)

[表略]

[3 略]

[注1・2 略]

3 1の欄は、次によること。

〔1〕～〔4〕 略]

〔5〕 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限る。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[4・5 略]

	〒 ()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 包括登録に係る無線局の開設に係る事項 (注3)

[表同左]

[3 同左]

[注1・2 同左]

3 〔同左〕

〔1〕～〔4〕 同左]

〔新設〕

[4・5 同左]

別表第四号 無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第2項及び第25条第1項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】

- 電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第5項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第9条第5項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第17条第2項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局（同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。）について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号（事業収支見積りに係る部分に限る。）、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

（注2）

記

1 申請（届出）者（注3）

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)

別表第四号 【同左】

【同左】

- 電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第9条第2項又は第5項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- 電波法第17条第2項又は第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

（注2）

記

1 【同左】

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

〔2・3 略〕

〔注1・2 略〕

3 1の欄は、次によること。

〔1〕～〔4〕 略〕

〔5〕 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

〔4 略〕

5 基幹放送局における電波法第6条第2項第9号に掲げる事項の変更の場合にあつては、第12条第1項（第25条第1項において準用する場合を含む。）に基づき添付する無線局事項書の当該変更に係る様式において、変更箇所には印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該様式の注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

6 〔略〕

7 〔略〕

別表第四号の二 特定無線局の変更等申請書の様式（第25条の2第1項及び第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔略〕

1 申請者（注3）

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

〔2・3 略〕

〔注1・2 略〕

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
---------------	------

〔2・3 同左〕

〔注1・2 同左〕

3 〔同左〕

〔1〕～〔4〕 同左〕

〔新設〕

〔4 同左〕

〔新設〕

5 〔同左〕

6 〔同左〕

別表第四号の二 〔同左〕

〔同左〕

1 〔同左〕

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

〔2・3 同左〕

〔注1・2 同左〕

3 1の欄は、次によること。

[1]～(4) 略]

[5] 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[4～6 略]

別表第四号の三 登録局の変更登録の申請書（届出書）の様式（第25条の25第3項）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[略]

1 申請（届出）者（注3）

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

[2・3 略]

[注1・2 略]

3 1の欄は、次によること。

[1]～(4) 略]

[5] 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[4～6 略]

3 [同左]

[1]～(4) 同左]

[新設]

[4～6 同左]

別表第四号の三 [同左]

[同左]

1 [同左]

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

[2・3 同左]

[注1・2 同左]

3 [同左]

[1]～(4) 同左]

[新設]

[4～6 同左]

別表第五号 無線局の免許承継申請書（届出書）の様式（第20条の2第2項、第20条の3第3項、第20条の3の2第3項及び第20条の3の3第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】

1 申請（届出）者（注3）

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【2～6 略】

【注1・2 略】

3 1の欄は、次によること。

【(1)～(3) 略】

【4】 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

【4 略】

5 3の欄は、次によること。

【1】 法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にシ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種類が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限って記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請（届出）者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限って記載することとし、国籍等の欄の無の□にシ印を付けたときは、日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

【2】 基幹放送をする無線局以外の無線局のうち、法第5条第2項各号のいずれにも該当しないものについては、外国性の有無の欄への記載に加えて、次の様式を別添として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別

別表第五号 【同左】

【同左】

1 【同左】

住所	都道府県—市区町村コード [] 〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

【2～6 同左】

【注1・2 同左】

3 【同左】

【(1)～(3) 同左】

【新設】

【4 同左】

5 【同左】

【1】 法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にシ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種類が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。基幹放送（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送を除く。以下この注において同じ。）をする無線局以外の無線局については、一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄の記載は要しない。また、基幹放送をする無線局については外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限って記載すること。

【2】 外国性の有無の欄、又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄のうち特定役員及び議決権の割合の欄に記載をした場合は、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。

紙の提出を要しない。

ア 議決権に関する事項

区 分	株式数 (株) / 議決権の数 (個)	比率 (%) ^{イ)}
発行済株式の総数 ^{ロ)}		
議決権の総数 ^{ハ)}		
日本の国籍を有する者 ^{ニ)}		
日本法人 ^{ホ)}		
外国法人等 ^{ヘ)}		

(注1) 最近日現在の議決権 (株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。) の状況について記載すること。

(注2) ^{イ)}の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) ^{ロ)}の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。

(注4) ^{ニ)}の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注5) ^{ホ)}の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体 (国又は地方公共団体を含む。) を記載すること。

(注6) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注7) ^{ハ)}の欄は、^{ロ)}に記載した株式数又は議決権の数に対する^{ニ)}、^{ホ)}又は^{ヘ)}の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注8) ^{イ)}を証する書類 (例：株式分布状況表、株主名簿 (全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料) を添付すること。

イ 代表者

フリガナ 氏 名	住 所	役 名	日本の国籍の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	備 考
-------------	-----	-----	---	-----

(注1) 法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村 (外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの) を記載すること。

(注3) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者につ

いては代表者就任承諾書を添付すること。

ウ 役員

役員	名 ^(イ)	(代表者)	名、その他役員	名 ^(ロ)
役員	の総数	のうち、日本の国籍を有しない者の人数		名 ^(ハ)
外国人等役員比率		%	(^(イ) / ^(ロ))	

(注1) 外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。

(注2) 役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

[新設]

(3) 基幹放送をする無線局については、外国性の有無の欄又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること（法人又は団体の場合に限る、受信障害対策中継放送を行う無線局に係る申請の場合を除く。）。

ア 議決権の総数

発行済株式 株式 (A)	区 分			議決権の数(個)
	無議決権株式(B)	株式数(株)	議決権の数(個)	
議決権制限株式(C)				
完全議決権株式	自己保有株式(D)			
	相互保有株式(E)			
	特定外国株式等(F)			
	その他(G)			
単元未満株式(H)				
総数(I)				
備考	1 単元の株式数			

(注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含まれない。

(注4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含まれる。

(注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「

自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

(注7) (F)の欄は、放送法第116条第1項、第2項(第125条第2項において準用する場合を含む。)又は第125条第1項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同法第116条第4項(第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式等1」という。)の数を種類ごとに記載すること。

(注8) (G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9) (H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10) (I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11) 表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の状況が分かる資料)を添付すること。

(注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)

4 外資議決権比率に関する事項

(ア) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合

区分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(C)	議決権の数(D)	(D) / 議決権の総数(E)	外資系日本法人の議決権を有する外国法人等		(E) × (G) / (H)	備考
							氏名又は名称(F)	外資系日本法人の議決権の総数に対する議決権の比率(G)		
外国人等	議決権の総数の100分の1未満を占める者の合計									

未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合（1000分の1以上であるものに限る。）に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。

(注9) (1)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(7) (G)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(G)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(4) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(G)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。

(注10) (E)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合(注11)は19.9994%まで記載すること。）。

(注11) 備考の欄は、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて(G)の比率の確認方法を記載すること。

(注12) (1)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)J」に記載すること。

(注13) (C)及び(D)を記する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(4) 衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

区分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (C)	議決権の数 (D)	① / 議決権の総数 (%) (E)	備考
(注1)	外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。						
(注2)	申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。						
(注3)	(A)の欄は、都道府県市区町村（外国法人等にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。						
(注4)	(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。						
(注5)	(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。						
(注6)	(D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式（アの(C)の議決権制限株式を除く。）の数を減じて計算した数を記載すること。						
(注7)	(E)の欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するイの(4)の①の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、衛星基幹放送又は移						

- 動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局に係る申請の場合であつて、四捨五入する前の比率が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の比率が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。）とし、コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合であつて、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。）。
- (注8) (B)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。
- (注9) (C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

ウ 役員に関する事項

(ア) 地上基幹放送局の場合

フリガナ 氏名	住所	役名	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 特定役員とは、表現の自由章有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(常)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- (注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以

外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類を添付すること。

(1) 衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送を行う基幹放送局の場合

フリガナ氏名	住 所	名 担 当 部 門	日 本 の 国 籍 の 有 無	備 考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注4) 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。

(注5) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。))の写しを添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

[6～9 略]

別表第五号の二 認定計画の承継申請書(届出書)の様式(第25条の8の2において準用する第20条の2、第20条の3及び第20条の3の2関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

[略]

1 申請(届出)者(注2)

住 所	都道府県一市区町村コード	[]
	〒 (—)	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
法人番号		

[2～6 略]

外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類を添付すること。

(1) 衛星基幹放送又は移動受信信用地上基幹放送を行う基幹放送局の場合

フリガナ氏名	住 所	名 担 当 部 門	日 本 の 国 籍 の 有 無	備 考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注4) 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。

(注5) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。))の写しを添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

[6～9 同左]

別表第五号の二 認定計画の承継申請書(届出書)の様式(第25条の8において準用する第20条の2、第20条の3及び第20条の3の2関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

[同左]

1 [同左]

住 所	都道府県一市区町村コード	[]
	〒 (—)	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
法人番号		

[2～6 同左]

[注 1 略]

2 1の欄は、次によること。

[注 1 (1)～(3) 略]

(4) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[3～8 略]

別表第五号の三 登録局の登録承継届出書の様式(第25条の15第2項関係) (総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。) [略]

1 届出者(注2)

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

[2～4 略]

[注 1 略]

2 1の欄は、次によること。

[注 1 (1)～(3) 略]

(4) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[3～5 略]

[注 1 同左]

2 [同左]

[注 1 (1)～(3) 同左]

[新設]

[3～8 同左]

別表第五号の三 [同左]

[同左]

1 [同左]

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

[2～4 同左]

[注 1 同左]

2 [同左]

[注 1 (1)～(3) 同左]

[新設]

[3～5 同左]

別表第六号の五 無線局の免許状の訂正申請書の様式（第22条第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】

1 申請者（注2）

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【2・3 略】

【注1 略】

2 1の欄は、次によること。

【(1)～(4) 略】

【5】 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

【3～5 略】

別表第六号の七 登録局の登録状の訂正申請書の様式（第25条の22第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】

1 申請者（注2）

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【2・3 略】

【注1 略】

2 1の欄は、次によること。

別表第六号の五 【同左】

【同左】

1 【同左】

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

【2・3 同左】

【注1 同左】

2 【同左】

【(1)～(4) 同左】

【新設】

【3～5 同左】

別表第六号の七 【同左】

【同左】

1 【同左】

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

【2・3 同左】

【注1 同左】

2 【同左】

〔1〕～〔4〕 略〕

〔5〕 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

〔3～5 略〕

別表第六号の八 無練局の免許状の再交付申請書及び登録局の登録状の再交付申請書の様式（第23条第2項及び第25条の22の2第2項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔略〕

1 申請者（注5）

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 ()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

〔2・3 略〕

〔注1 略〕

2 収入印紙については、次によること。

〔1〕・〔2〕 略〕

〔3〕 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

〔3・4 略〕

5 1の欄は、次によること。

〔1〕～〔4〕 略〕

〔5〕 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

〔6～8 略〕

〔1〕～〔4〕 同左〕

〔新設〕

〔3～5 同左〕

別表第六号の八 〔同左〕

〔同左〕

1 〔同左〕

住 所	都道府県一市区町村コード [] 〒 ()
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

〔2・3 同左〕

〔注1 同左〕

2 〔同左〕

〔1〕・〔2〕 同左〕

〔新設〕

〔3・4 同左〕

5 〔同左〕

〔1〕～〔4〕 同左〕

〔新設〕

〔6～8 同左〕

別表第七号 無線局の廃止届出書の様式（第 24 条の 3 第 2 項関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】

1 届出者（注 2）

住 所	都道府県—市区町村コード	[]
	〒 (—)	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
法人番号		

【2・3 略】

【注 1 略】

2 1 の欄は、次によること。

【(1)～(4) 略】

【5】 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

【3・4 略】

別表第七号の二 特定無線局の廃止届出書の様式（第 24 条の 4 第 2 項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】

1 届出者（注 2）

住 所	都道府県—市区町村コード	[]
	〒 (—)	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	
法人番号		

【2・3 略】

【注 1 略】

2 1 の欄は、次によること。

別表第七号 【同左】

【同左】

1 【同左】

住 所	都道府県—市区町村コード	[]
	〒 (—)	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	

【2・3 同左】

【注 1 同左】

2 【同左】

【(1)～(4) 同左】

【新設】

【3・4 同左】

別表第七号の二 【同左】

【同左】

1 【同左】

住 所	都道府県—市区町村コード	[]
	〒 (—)	
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ	

【2・3 同左】

【注 1 同左】

2 【同左】

[1]～(4) 略]

〔5〕 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[3・4 略]

別表第七号の三 登録局の廃止届出書の様式(第25条の24第2項関係)(総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

〔略〕

1 届出者(注2)

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

[2・3 略]

〔注1 略〕

2 1の欄は、次によること。

[1]～(4) 略]

〔5〕 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

[3・4 略]

別表第八号 特定基地局の開設計画の認定申請書の様式(第25条の4第4項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

〔略〕

1 申請者(注2)

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

[1]～(4) 同左]

〔新設〕

[3・4 同左]

別表第七号の三 [同左]

〔同左〕

1 [同左]

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

[2・3 同左]

〔注1 同左〕

2 [同左]

[1]～(4) 同左]

〔新設〕

[3・4 同左]

別表第八号 特定基地局の開設計画の認定申請書の様式(第25条の4第3項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

〔同左〕

1 [同左]

住所	都道府県—市区町村コード []
	〒 (—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

法人番号	
------	--

〔2 略〕

3 外国人等により占められる役員の場合 外国人等により占められる役員の場合 (移動受信用地上基幹放送に係る特定基地局の開設計画の認定申請に限る。)	%
---	---

4 外国人等直接保有議決権割合 外国人等直接保有議決権割合 (移動受信用地上基幹放送に係る特定基地局の開設計画の認定申請に限る。)	%
--	---

〔略〕

注1 収入印紙については、次によること。

〔1〕 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

〔2〕 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

2 1の欄は、次によること。

〔1〕～〔4〕 略]

〔5〕 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

〔3・4 略〕

5 3の欄は、法人又は団体の場合に限りて記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること)。また、記載事項を証するものとして次の様式を添付すること。

フリガナ	住	所	役	名	担	当	部	門	日	本	の	国	籍	の	有	無	備	考
氏	名																	
															<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		

(注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること。

(注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

--	--

〔2 同左〕

〔新設〕

〔新設〕

注1 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

2 〔同左〕

〔1〕～〔4〕 同左]

〔新設〕

〔3・4 同左]

〔新設〕

(注 3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注 4) 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。

(注 5) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注 6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。

6 4の欄は、法人又は団体の場合に限り記載することとし、小点数第3位を四捨五入して小点数第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小点数第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小点数以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること（例：33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること）。また、記載事項を証するものとして次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

区 分		株式数 (株)	議決権の数 (個)
発行済株式 (A)	無議決権株式(B)		
	議決権制限株式(C)		
	自己保有株式(D)		
	相互保有株式(E)		
	その他(F)		
単元未満株式(G)			
総数(H)			
備考		1 単元の株式数	

(注 1) 最近日現在の議決権 (株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。) の状況について記載すること。

(注 2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注 3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができる株式 (同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式 (以下この別表において「単元未満株式」という。) を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含まれない。

(注 4) (C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができる株式 (単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議

【新設】

決議の数に含める。

(注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。

(注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

(注7) (F)の欄は、自己保有株式又は相互保有株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注8) (G)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注9) (H)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注10) 表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

(注11) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注12) 法第27条の14の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（イにおいて同じ。）。

イ 外資議決権比率に関する事項

区分	氏名又は名称	住所 (A)	法人番号 (B)	株式数 (C)	議決権の数 (D)	(D) / 議決権の総数 (%) (E)	備考
外国人等							
合計							

(注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、そのために従い記載し、定款を提出すること。

(注3) (A)の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) (B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5) (C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6) (D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの①)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7) (E)の欄は、アの②に記載した議決権の総数に対するイの①の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の比率が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：33.33321%の場合には33.3332%まで記載すること。)

(注8) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。

(注9) (G)及び(H)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の状況が分かる資料)を添付すること。

別表第八号の二 特定基地局の開設計画の様式(第25条の4第4項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定基地局開設計画

[1~14 略]

[注1~9 略]

10 別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)、(2)及び(5)から(7)までについて記載すること。

別表第八号の二 特定基地局の開設計画の様式(第25条の4第3項関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

特定基地局開設計画

[1~14 同左]

[注1~9 同左]

10 別表第二号第1の22の欄のうち、別紙(1)、(2)及び(5)から(7)まで、並びに別表第二号第5の38の欄のうち、別紙(3)及び(4)について記載すること。

【11～15 略】

別表第八号の三 無線設備等保守規程の認定申請書の様式（第25条の26第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】

注1 収入印紙については、次によること。

① 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

② 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、申請書の余白に「過納承諾 氏名」のように記入すること。

2 1の欄は、次によること。

【(1)～(4) 略】

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

【3～5 略】

別表第八号の四 無線設備等保守規程の変更認定申請書及び変更届出書の様式（第25条の27第2項及び第25条の28第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】

【注1 略】

2 1の欄は、次によること。

【(1)～(4) 略】

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

【3～5 略】

別表第八号の六 無線設備等保守規程の廃止届出書の様式（第25条の31第2項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【略】

注1 1の欄は、次によること。

【(1)～(4) 略】

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

【2・3 略】

別表第十一号 外国の無線局等の運用許可申請書の様式（第30条の2第4項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

【11～15 同左】

別表第八号の三 【同左】

【同左】

注1 収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

2 【同左】

【(1)～(4) 同左】

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号（以下この注、別表第5号の12、別表第5号の13及び別表第5号の15において「法人番号」という。）を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

【3～5 同左】

別表第八号の四 【同左】

【同左】

【注1 同左】

2 【同左】

【(1)～(4) 同左】

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

【3～5 同左】

別表第八号の六 【同左】

【同左】

注1 【同左】

【(1)～(4) 同左】

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は、法人番号の欄への記載を要しない。

【2・3 同左】

別表第十一号 【同左】

【略】

1 申請者 (注2)

住所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【2・3 略】

【注1 略】

2 1の欄は、次によること。

【(1)～(4) 略】

⑤ 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限る。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

【3～5 略】

別表第十二号 無線局の運用の特例に係る届出書の様式(第31条の3第3項(第31条の4及び第31条の5において適用する場合を含む。))関係(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

【略】

1 届出者 (注3)

住所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

【2～7 略】

【注1・2 略】

3 1の欄は、次によること。

【(1)～(4) 略】

【同左】

1 【同左】

住所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

【2・3 同左】

【注1 同左】

2 【同左】

【(1)～(4) 同左】

【新設】

【3～5 同左】

別表第十二号 【同左】

【同左】

1 【同左】

住所	都道府県一市区町村コード [] 〒 (-)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

【2～7 同左】

【注1・2 同左】

3 【同左】

【(1)～(4) 同左】

<p>⑤ 法人番号の種は、法人又は団体の場合に限る。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。</p> <p>[4～6 略]</p>	<p>[新設]</p> <p>[4～6 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部改正）

第四条 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〕二十五 略</p> <p>二十六 コミュニティ放送 法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。</p> <p>〔二十七〕三十六 略</p> <p>三十七 国内基幹放送事業者 法第十六条の四第一項に規定する国内基幹放送事業者をいう。</p> <p>三十八 認定経営基盤強化計画 法第十六条の五第四項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。</p> <p>(認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例)</p> <p>第十条 一の法人又は団体が認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第十六条の三第一項に規定する指定放送対象地域であるものに限る。)に対して当該認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。</p> <p>〔2 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕二十五 同上</p> <p>二十六 コミュニティ放送 放送法施行規則別表第五号(注)十に規定するコミュニティ放送をいう。</p> <p>〔二十七〕三十六 同上</p> <p>三十七 国内基幹放送事業者 法第十六条の三第一項に規定する国内基幹放送事業者をいう。</p> <p>三十八 認定経営基盤強化計画 法第十六条の四第四項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。</p> <p>(認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例)</p> <p>第十条 一の法人又は団体が認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者(その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第十六条の二第一項に規定する指定放送対象地域であるものに限る。)に対して当該認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。</p> <p>〔2 同上〕</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（次条第一項及び第三条第一項において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法附則第三条の規定による届出は、次の各号に掲げる者（法人又は団体であるものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める様式（各別表の注記に係る様式及び書類を含む。以下この条において同じ。）により行うものとする。

一 放送法第九十三条第一項の認定を受けている者 第一条の規定による改正後の放送法施行規則（以下「新施行規則」という。）別表第六号の様式（放送法第九十三条第二項第十号に掲げる事項に限る。）

二 放送法第百五十九条第一項の認定を受けている者 新施行規則別表第六十号の様式（放送法第百五十九条第三項第五号から第七号までに掲げる事項に限る。）

三 基幹放送局（電波法第六条第二項に規定する基幹放送局をいう。次号において同じ。）以外の無線局（電波法第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。）の免許を受けている者 第三条の規定による改正後の無線局免許手続規則（以下「新免許規則」という。）別表第二号の様式（電波

法第六条第一項第十号に掲げる事項に限る。）

四 基幹放送局の免許を受けている者 新免許規則別表第二号の様式（電波法第六条第二項第九号に掲げる事項に限る。）

五 電波法第二十七条の十四第一項の認定（放送法第二条第十四号に規定する移動受信地上基幹放送に係るものに限る。）を受けている者 新免許規則別表第八号の様式（電波法第二十七条の十四第一項第二号に掲げる事項に限る。）

2 前項の場合において、同項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、同項に定める様式一通及びその写し一通を総務大臣に、同項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、同項に定める様式一通及びその写し二通を所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）を経由して総務大臣にそれぞれ提出しなければならない。

3 総務大臣は、前項の様式を受理したときは、その写し一通について提出書類の写しであることを証明して提出した者に返すものとする。

（還元目的積立金に関する経過措置）

第三条 改正法附則第八条に規定する総務省令で定めるところにより計算した額は、放送法施行規則別表第四号の注四の規定に基づき令和四年四月一日に始まる事業年度の収入支出決算表の欄外に記載した後期繰越金の額から、日本放送協会（以下「協会」という。）の財政の安定が損なわれるこ

とのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要と認められる次の各号に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 令和五年四月一日に始まる事業年度における予算書上の一般勘定の事業支出の額に百分の八を乗じて得た額の範囲内で協会が必要と認めた額

二 前号の事業年度における予算書上の一般勘定の事業収支差金の額が零を下回る額であるときの、当該下回る額の範囲内における当該予算書上の一般勘定の資本収支の前期繰越金受入れの額

第四条 前条第一号の事業年度における放送法第七十三条の二第三項に規定する予想積立額は、前条の規定により計算した額とみなす。

第五条 協会の令和四年四月一日に始まる事業年度に係る放送法第七十四条第一項に規定する財務諸表、協会の令和五年四月一日に始まる事業年度に係る放送法第七十条第一項に規定する収支予算、事業計画及び資金計画並びに協会の令和五年四月一日に始まる事業年度に係る放送法第七十一条第一項の規定に基づき作成する収支予算、事業計画及び資金計画については、新施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。